

第4章

歴史文化遺産の保存と活用に関する取り組みと課題

1. 歴史文化遺産を「知る」取り組み

本市では、兵庫県や市による埋蔵文化財の発掘調査のほか、市史編さんに関わる取り組み、小学校区を対象とした地域住民による歴史文化に関する調査とその結果をとりまとめた冊子などの刊行、専門家による概ね中学校区を対象とした歴史的建造物などに関する調査とその結果をとりまとめた冊子の刊行など、地域住民や専門家による調査、情報発信など、市民が歴史文化遺産を「知る」ことができる取り組みを積極的に進めている。

2. 歴史文化遺産を担う人材育成に関する取り組み

本市は、社会科授業など学校教育や、生涯教育における人材育成に係る取り組みを積極的に進めている。

3. 歴史文化遺産の保存に関する取り組み

文化財指定・登録による歴史文化遺産の保存の取り組みに加え、景観まちづくりなど取り組みにおいても歴史文化遺産の保存を確実に進めている。

4. 歴史文化遺産の活用に関する取り組み

「歴史のまち」としての観光まちづくり、布団太鼓を通じた交流やシンポジウムの開催など、本市の歴史文化や歴史文化遺産に関する情報を継続して発信している。さらに、コミュニティバスでもある「たこバス」の歴史文化遺産巡りへの利用や「魚のまち」としての産業施策との連携などにより、歴史文化遺産の活用を進めている。

5. 歴史文化遺産の保存・活用に向けた課題

「知る」取り組みでは、埋蔵文化財発掘調査の継続的実施や各種調査などが引き続き必要とされる。

人材育成に関しては、教育分野での継続的な取り組みの実施、ボランティアガイドへのインセンティブ付与に関する課題があげられる。

保存に関しては、指定、未指定に関わらず、保全方策の拡充や環境整備などの課題が抽出される。また、維持・修理費用の確保などの課題があげられる。さらに、歴史文化遺産の保存の基礎となるデータベースの作成・更新・共有が必要とされる。

活用に関しては、先端技術の活用による情報発信や歴史文化遺産が集積する明石東部地域における「南北の歴史文化遺産交流軸」の構築などの課題が抽出される。また、東西に長い本市の各地域の拠点づくりや周遊ルートの構築などが必要とされる。そのほか、文化博物館などの拠点機能の拡充や歴史文化遺産に関する解説板の整備、歴史文化遺産の公開促進などの課題が抽出される。

体制づくりに関しては、行政内の部局間連携や、多様な主体の連携の推進などの課題が抽出される。

第4章 歴史文化遺産の保存・活用に関する取り組みと課題

1. 歴史文化遺産を「知る」取り組み

本市では、兵庫県や市による埋蔵文化財の発掘調査のほか、市史編さんに関わる取り組み、小学校区を対象とした地域住民による歴史文化に関する調査とその結果をとりまとめた冊子などの刊行、ヘリテージマネージャー^{※1}などの専門家による概ね中学校区を対象とした歴史的建造物などに関する調査とその結果をとりまとめた冊子などの刊行など、地域住民や専門家による調査や情報発信など、市民が歴史文化遺産を「知る」ことができる取り組みを積極的に進めている。

※1：地域に眠る歴史文化遺産を発見し、保存し、活用し、まちづくりに活かす能力を持った人材

（1）埋蔵文化財の発掘調査

明石市による埋蔵文化財の発掘調査は、鴨谷池遺跡、赤根川金ヶ崎窯跡、藤江別所遺跡、報恩寺跡、大蔵中町遺跡、明石城武家屋敷跡などで実施しており、それぞれ、調査報告書や埋蔵文化財年報にその成果をとりまとめている。

明石城下の埋蔵文化財発掘調査は、山陽電鉄の連続立体工事に先行し、明石市教育委員会が仮線設置予定区の確認調査を実施したところ、江戸時代の遺構、遺物が発見され、絵図に記されている明石城下の武家屋敷跡の存在が考古学的に明らかにされた。

これを受け、兵庫県教育委員会が昭和61（1986）年度に全面調査を行った結果、道路跡、溝など当時の屋敷割を示す遺構が検出されるとともに、日用雑器類が出土し、数々の調査成果をあげた。

特に明治19（1886）年「兵庫県明石郡大明石村全図」に記された地番と現在の地番を比較検討し、「明石城下復元図」を作成したことが特筆される。この復元図に従い、以降は住宅などの建築に先立って埋蔵文化財発掘調査を実施している。令和3（2021）年度までに200件以上の調査を行い、道路や屋敷を区画する溝の検出から絵図に描かれた武家屋敷の位置が確認できたことなどをはじめ、竹管を使った上水道、屋敷内に埋められた胞衣壺などから当時の生活や風習が明らかになっている。

平成2（1990）年には山陽電鉄明石駅跡地の駅前広場の整備に先立って、明石市教育委員会が平成3年度と4年度（1991～1992）の2カ年で事業対象地を調査した。出土した遺物は約1,200箱に及ぶが、これらの出土品は現在、明石市立文化博物館で保管している。

さらに、平成7（1995）年に発生した兵庫県南部地震の後、平成8（1996）年度から東仲ノ町地区再開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査を4年間20次にわたって実施した。

東仲ノ町地区は、城内で中堀を挟んで取り囲むように東、南、西に配置された武家屋敷の東部中央にあたる。「東中ノ丁」の地名はその位置するところによる。江戸時代初めに計画された「長方形街区」と「短冊形地割」からなる武家屋敷の区画は、明石城築城から明治維新を迎えるまで大きく変わっていないことが埋蔵文化財発掘調査の結果から明らかになった。武家屋敷跡・町屋跡の調査で出土した遺物は、陶磁器、漆器、木製品、金属器などがあり、城下町形成期の遺物として貴重で、平成29（2017）年には、『発掘された明石の歴史展 明石の近世—明石城築城時の姿—』として冊子を刊行し、その成果を広く公表している。

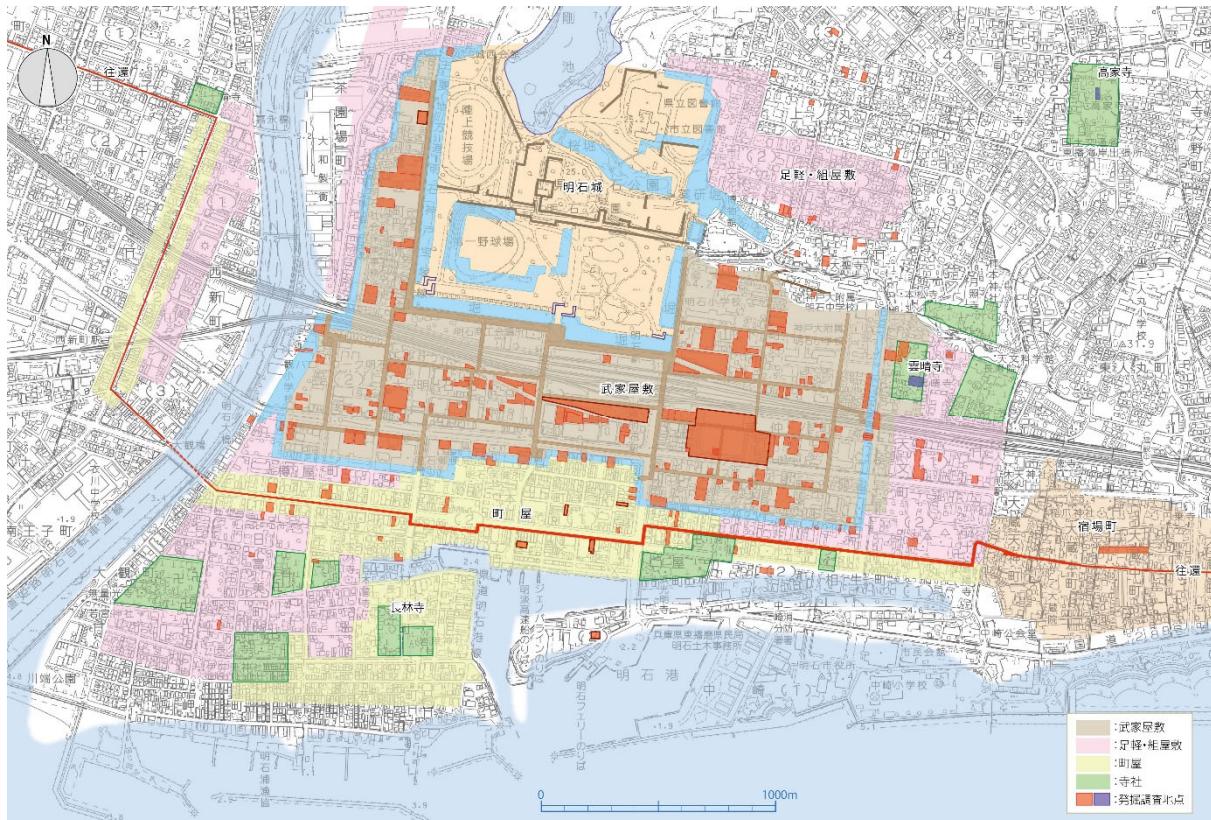


図4-1 明石城下町の発掘調査地点

表4-1 主要な明石城武家屋敷跡の調査概要

明石城武家屋敷跡

これまで、110件にのぼる発掘調査から、道路や屋敷を区画する溝等が検出され、絵図に描かれた武家屋敷の屋敷割りと整合することがわかった。さらに、武家の名前が入った土器や木札の出土から絵図に記載された屋敷配置の正確さが裏づけられた。また、竹管を使った上水道や屋敷内に埋められた胞衣壺、庭先に設けられた水琴窟などの生活・風習に関わる遺物の出土により、当時の武家のくらしづくりが明らかになりつつある。

外堀跡

武家屋敷と町屋とを画する外堀は、江戸時代の絵図に幅8間(14.4m)、深さ4尺(1.2m)とあり、これまで5件の外堀跡の発掘調査で、絵図の記載が裏付けられている。武家屋敷側は素掘りで土手を設け、そこにマツを植えていたことや、町屋側には石垣を施していたことなどが確認されている。

明石城下町町屋跡

町屋跡の屋敷地は、間口が狭く、奥行きが長いという特徴をもつ。これまで60件以上にわたる発掘調査から、この屋敷地の裏手を画する区画溝には両肩に石組みを施していることが明らかとなっている。屋敷地の通りに面した位置に母屋が建ち、裏手の空間に井戸や廃棄土坑が設けられている。土坑からは鍛冶に用いた鞴(ふいご)の羽口や鉄滓などが見つかることなど、町屋の生業がうかがえる。

明石城下宿場町跡

大蔵谷宿は明石城下の東側に位置し、中世以降、街道沿いの宿場町としての賑わいを見せていました。宿場跡の調査から、井戸や池状遺構などが見つかっており、江戸時代初期から幕末までの陶磁器や瓦類が見つかっている。中には宿泊者に提供していたと見られるカキやサザエ、アカニシなどの貝類もある。

明石藩米蔵跡

米蔵跡の発掘調査で、土台に組んだ石垣列や井戸が見つかっている。藩主の紋をもつ瓦等が見つかり、藩の管理した施設であったことが裏づけられた。約4mの深さまで掘り下げた井戸は、『明石名勝古事談』に記載された近隣の人や港に船を泊めた船頭などが水を汲みに来たという井戸とも共通するものである。

(2) 市史編さんに関わる取り組み

本市では市史編さんにあたって、自然部会、考古部会、古代部会、中世部会、近世部会、近代部会、現代部会、地域部会に分かれて、調査研究を進めている。調査の成果は、市史研究紀要『明石の歴史』にまとめられ、平成 30 (2018) 年 3 月から令和 3 年 (2021) 3 月にかけて 4 冊発刊した。

平成 30 (2018) 年度は、自然部会では現地調査により地域の地理的特徴を把握して文献調査で地下水などの調査を進め、令和元 (2019) 年度は調査対象を明石海峡及び海岸を主として文献調査を実施した。考古部会では、平成 30 年度は長寿院内の明石藩主越前松平氏の墓石の実測や金ヶ崎遺跡の石器類と遺跡の現状について調査を進め、令和元年度は明石の考古学史のまとめや近・現代の古瓦の集成図作成を実施した。古代部会では、平成 30 年度から引き続き東播・西摂地域に関する包括的把握を行うほか、各時代別の部会では、資料収集、整理、現地調査や他の部会と連携した文書などの地域資料調査などを進めている。地域部会では平成 30 年度は明石の瓦産業の調査と大久保や二見の旧家に残る文書や西島水利組合文書の調査を実施し、令和元年度は酒造業調査、地域資料調査を行った。その成果は「明石の酒」として令和 3 (2021) 年 3 月に冊子を刊行した。

このように市史編さんに関わり、部会毎に視点を定めて、継続的な調査研究とその成果の公表を進めている。

(3) 市と専門家、ボランティアが協働して実施した取り組み

本市では市域の文化財をはじめとする遺跡や建造物などの歴史文化遺産を専門家やボランティア（「地域の歴史発見隊」、「ふるさと漫歩」、「ふるさと探検隊 23」、「王子ふるさと会」）で構成された「明石市地域文化財普及・活用事業実行委員会」によって、平成 23 (2011) 年度から 3 カ年かけて調査を実施した。平成 23 年度は明石川東岸から神戸市に至る明石城周辺地域を対象とし、平成 24 (2012) 年度は明石川西岸地域と大久保地域を、平成 25 (2013) 年度は魚住、二見地域を調査した。調査の成果は「あかし文化遺産マップ」として発刊した。さらに、同マップを補完する目的でそれぞれの地域に所在する歴史文化遺産を「あかし文化遺産」として平成 27 (2015) 年 3 月に冊子を発刊した。冊子にまとめた「あかしの文化遺産」では、遺跡、古墳、窯跡、城、建造物、近代の歴史遺産、文学遺跡・伝承、神社、寺院、供養塔・塚、地蔵、酒造場、道と道標、川と橋、港、新田開発の掘割、井戸と清水、ため池の 18 の類型に区分して、調査結果に基づき、各文化遺産の解説を記載しており、一般に公開している。

一方、平成 27 年度から、明石民俗文化財調査団を立ち上げて、3 カ年の調査を実施した。平成 27 年度は「明石の農村」を発刊した。同冊子では、地域に残る独特の祭礼や年中行事、水利



歴史文化に関する刊行物

絵図や古文書を通じた村の成立、農業技術の在り方や農村生活実態をテーマとして、聞き取り調査によって実態などを把握し、記録化している。対象とした地区は、近世初頭に新田開発で村落を形成した鳥羽地区、おおくぼちょうまつかげしんでん大久保町松陰新田地区、魚住町清水新田地区の3地区である。

平成28（2016）年度は、「明石の漁村」をテーマに地域に残る祭礼や年中行事、絵図や古文書を通じて漁村の成立や漁業技術のあり方、漁村の生活実態などを現地調査と聞き取り調査で把握した。対象とした地区は、漁村景観が色濃く残る林地区、二見地区の2地区である。

平成29（2017）年度は、「明石の宿場」をテーマとして、かつて宿場町であった大蔵谷地区、大久保地区、清水地区の3地区を対象として、それぞれの地域に現存する絵図や古文書の調査ならびに聞き取り調査を行った。3カ年の調査は、冊子としてまとめ、一般に公開している。

3カ年の調査後、平成30（2018）年度は、かつて隆盛を誇った明石の瓦産業の諸相を明らかにするため、瓦産業の基盤となる自然環境、瓦生産が盛んであった大蔵谷、谷八木、八木、江井島の4地区を対象に瓦産業の変遷や諸相を調査・整理し、「明石の瓦」と命名した冊子によりまとめ、一般に公開している。

加えて、平成25（2013）年度には、「明石の布団太鼓プロジェクト」組織を立ち上げ、地域に受け継がれてきた祭り文化の素晴らしさを後世に受け継ぐため、布団太鼓や獅子舞を中心として、運用状況の記録、地域の秋祭り調査アンケートなどの調査、祭りの撮影による記録保存を実施し、資料集として「明石の布団太鼓」と名付けた冊子を刊行している。

また、「明石市地域文化財普及・活用事業実行委員会」で、現地の写真撮影を担当した市民が「明石を好きになる写真集」を平成30（2018）年7月に刊行するなど、市民による明石市の歴史文化に関する魅力の普及への貢献活動も展開している。

（4）地域における把握調査

明石市では地域資源を見直し、再発見することで先人たちの足跡を辿り、思いを引き継ぐことを目的として、市内各地域で調査を実施している。

魚住地域では、「うおづみん・ふるさと創生プロジェクト」を立ち上げ、市民と生徒・学生がゆるやかに絆を深めながら活動した「うおづみ学講座」3年間の成果を「なきすみ物語」と命名して、平成25（2013）年2月に冊子を刊行している。

冊子では、魚住の自然と地形、原始から昭和までの時代の歴史の概況、そして地域の文化財を紹介している。

江井島地域では、「江井ヶ島文化遺産冊子作成委員会」、「江井島まちづくり協議会」が中心になって、「江井島小学校校区」の史跡、寺社、公共機関、文教、人物、生活文化、産業、交通機関、病院などを対象に、地域の歴史と現在の姿を記述し、「えいがしま歴史まちあるき」冊子を平成30（2018）年3月31日に刊行している。



「えいがしま歴史
街まちあるき」冊子
(江井島まちづくり協議会)

(5) ヘリテージマネージャーによる把握調査

ヘリテージマネージャーで組織されている「ヘリテージ明石」は、平成 25（2013）年より、概ね中学校区を対象として、西国街道沿いの地域を中心として、各地域の歴史的建造物や町並み調査、これらが一体となった歴史的風景を調査している。

調査は明石工業高等専門学校、神戸学院大学人文学部、「ひょうごヘリテージ機構 H 2 O 東播」が協力している。調査成果をまとめた小冊子は、ハンディサイズで、手に持つてまちの歴史的風景を見つけることを目的として作成されている。平成 25 年度から江井島、大蔵、魚住、二見、城下、人丸、船上・林の 7 地区を調査して、冊子を刊行しており、今後も継続して地区別調査ならびに小冊子の刊行を予定している。



ヘリテージ明石作成の冊子

2. 歴史文化遺産を担う人材育成に係る取り組み

(1) 学校教育における取り組み

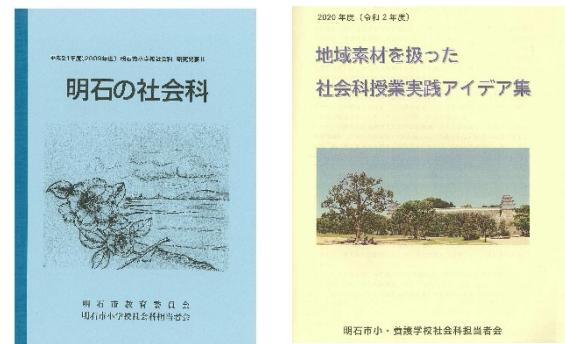
市内の小中学校では、教科や総合的な学習の時間、特別活動において、本市の指定・登録文化財を活用した学習を 28 小学校のうち 16 校、13 中学校のうち 3 校が取り組んでいる。

小学校では、4 年の理科で天文科学館プラネタリウムの鑑賞、3 年の社会では織田家長屋門や明石市立文化博物館内資料の見学など社会科授業での活用を進めている。

また、市内の小学校・養護学校の社会科担当教員が歴史文化遺産を含めた地域素材を扱った教材研究冊子をとりまとめている。

中学校では社会の歴史学習や地理学習で県指定の高丘古窯跡群見学や、日本標準時子午線関係資料の見学を行っている。

このように学校教育における歴史文化遺産に関する取り組みが継続して進められているが、令和元（2019）年 11 月には、市制 100 周年を記念して、小学生向けに明石の歴史や市の「たからもの」をわかりやすくまとめた『あかしが好きっ』と命名した副読本を作成、配布した。



教員作成の社会科教材研究冊子



市制 100 周年記念「あかしが好きっ」

(2) 生涯教育における取り組み

生涯学習では、各地域のコミュニティセンターの高齢者大学において地域の歴史文化に関する講座を開催している。また、明石市立高齢者大学校あかねが丘学園においては地域資源の再発見・伝承・保存活動を学ぶ専攻コースを設定し、共通講座では、①地域づくり・社会参加、②豊かなくらし（環境・福祉）、③健康づくり、④時事・国際問題・人権等の社会課題、⑤文化・歴史などを学び、諸課題に関する講義のほか、グループ学習や体験学習を積極的に取り入れ、地域活動に必要な企画力、実践力、グループ運営方法などを身につけるものとしている。専攻コースでは、修業年限3年間で、60歳以上の市民が、本市の人々、歴史、地理、文化、自然環境などを学び、地域資源としての活用、地域課題を研究し、コミュニティを育てる方法を学んでいる。



あかねが丘学園の講座の様子
(あかねが丘学園 HP)



地域住民による史跡案内の様子
(あかねが丘学園 HP)

3. 歴史文化遺産の保存に関わる取り組み

(1) 指定・登録などの取り組み

本市では、令和3（2021）年現在、66件の指定・登録文化財を数える。指定・登録文化財については、その確実な保存のため、美術工芸品などは明石市立文化博物館などに寄託して保存をするほか、祭礼などの無形民俗文化財などは保存会を組織して継承している。

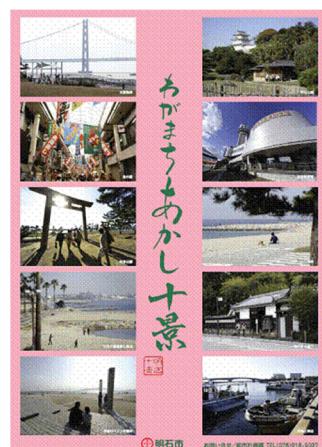
歴史文化遺産の保存の取り組みとして、有形民俗文化財の住吉神社能楽堂は、平成6（1994）年改修後、地域住民によって神楽の奉納や祭の餅蒔きなど様々な活用がなされ、地域への愛着の醸成に寄与している。

この他、校区まちづくり組織によって、地域の歴史文化遺産の保存に対する普及啓発のため、解説板の設置を進めている。

また、未指定ではあるが寺社建築や神社建築、石造物などの歴史文化遺産は所有者や地域社会によって、今日まで継承されてきている。



魚住まちづくり協議会作成の解説板



わがまちあかし十景紹介冊子

(2) 文化財保存と景観まちづくり

本市では、指定・登録文化財を景観資源として、景観施策でも位置付けている。

まず、「わがまちあかし景観50選」の中でも多くの人に支持され、最も明石らしいと思われる景観を「わがまちあかし十景」としている。十景のなかには大蔵海岸、中崎のベランダ護岸、林崎～松江海岸、江井ヶ島海岸と周辺、二見港と周辺、住

吉公園など海を臨む景観が 6箇所に及ぶほか、魚の棚商店街や天文科学館など市を代表する観光ポイントも含まれている。

このなかで、明石公園が国指定史跡、織田家長屋門が市指定文化財に指定され、天文科学館が国登録文化財建造物に登録されている。また、兵庫県の景観形成重要建造物として県登録文化財建造物の茨木酒造、国登録文化財建造物の岩佐家住宅の 2 件があげられ、明石市景観形成重要建築物として国登録文化財建造物の中崎公会堂がある。さらに第 3 回都市景観賞に国登録文化財建造物の中崎遊園地ラヂオ塔が選定されている。

このように、本市の指定等文化財が景観施策上の重要な構成要素としても位置付けられ、文化財の保存・活用と景観まちづくりとが連動、連携している。

4. 歴史文化遺産の活用に関わる取り組み

(1) 「歴史のまち」としての観光まちづくり

明石観光協会では、本市を「食のまち」、「海峡のまち」、「歴史のまち」、「時のまち」と 4 つに区分して観光情報を発信している。

「歴史のまち」の情報では、「歴史上の人物にも愛された明石のまち」をキーワードに明石城、宮本武蔵作庭と伝わる枯山水庭園のある円珠院や清盛供養塔のある戒光院を含む善楽寺、高山右近が築城した船上城跡、柿落しに夏目漱石が講演した中崎公会堂、源氏物語ゆかりの風景が残るとされる無量光寺と薦の細道を紹介している。

このほか、名所・史跡、寺院・神社などの歴史文化遺産や住吉神社能楽会、おしゃたか舟神事、市内の秋祭りなどについてもウェブ上で紹介している。

また、歴史文化遺産の活用のため、茨木酒造の PR や明石城櫓特別見学など個人・団体の観光客の受け入れを進める他、文化財関連グッズとして明石駅のあかし案内所で明石城の写真絵ハガキや手ぬぐいなどを販売している。

さらに、明石城や関連寺院、市内の神社や寺院、建造物等を観光ボランティアが案内している。

このように、本市の歴史文化に関わる観光面からのまちづくりを進めている。



「無量光寺と薦の細道」
(明石観光協会 HP)



観光ボランティアガイド
(明石観光協会 HP)

(2) 交流・情報発信

①民俗芸能などを通じた交流

令和元（2019）年 11 月 10 日には明石市立市民会館において「第 61 回近畿・東海・北陸ブロック民俗芸能兵庫大会」が開催され、令和 2（2020）年 1 月 12 日には、あかし市民広場において「民俗芸能祭 in ひょうご」が開催されるなど、民俗芸能を通して、国内他地域や県内自治体との交流ならびに情報発信の取り組みを進めている。

②布団太鼓に係る情報発信

令和元（2019）年は明石城築城400年にあたり、これを記念して、市内各地から伝統文化の象徴ともいえる布団太鼓34台と獅子舞9頭が大集結し、明石公園に一堂に会する「あかし伝統夢まつり」を開催した。市内の布団太鼓が一堂に会するのは、平成12（2000）年の「明石千年の夢まつり」以来19年ぶりとなった。

その後も、明石ケーブルテレビが発信するfacebookでは、「明石の布団太鼓」にスポットをあてた「明石のこころ」のコーナーにおいて市内各地域で継承されている布団太鼓の様子を紹介するなどの取り組みを進めている。

③「あかし文化遺産」等の情報発信

明石市立図書館では、「あかし郷土の記憶デジタル版」として、地域資料をデジタル化した上で公開している。「あかし文化遺産」、「明石の農村」、「明石の漁村」、「明石の宿場」の4種類の冊子ならびに「あかし文化遺産マップ」を画像で閲覧することが可能となっている。このように、本市では、市民や市外からの来訪者がアクセスできるよう、歴史文化遺産の情報発信を進めている。

④シンポジウム等の開催

本市では、令和元（2019）年が明石市制100周年にあたることから、各種シンポジウム等が開催された。令和元年9月には、「歴史から探る明石の魅力」と題して、市史編さん委員が最新の研究成果を紹介するとともに、これから明石の姿についてパネルディスカッションを実施した。さらに、令和元年10月には明石市立文化博物館で開催した「城と明石の400年」の展覧会関連イベントとして「明石城を探る」シ



「歴史から探る明石の魅力」
シンポジウムの様子

ンポジウムを実施した。また、明石市立文化博物館では、令和元年11月に企画展「発掘された明石の至宝」関連イベントとして、明石の古墳時代、明石の古代についての講演会を開催した。

このように、本市では、歴史文化に関するシンポジウム等の開催により、歴史文化に関する情報発信を継続している。

（3）福祉分野と歴史文化の連携

明石市コミュニティバス（通称Taco（たこ）バス）は、「交通不便地域の縮減」、「移動制約者の移動手段の確保」、「環境負荷の軽減」の3つの基本コンセプトに基づき、平成16（2004）年11月から平成18（2006）年3月末まで魚住、大久保南地区において実験運行され、平成18（2006）年4月より、3路線で本格運行を開始した。



明石市コミュニティバス
(通称Taco（たこ）バス)

現在、鉄道駅を接続駅として 15 路線が運行しており、谷八木ルートの八木遺跡公園、江井ヶ島ルートの江井島港など、市内の歴史文化遺産を巡る交通手段としても利用可能となっている。

また、明石観光協会では、障がい者も歴史文化遺産を楽しむことができる観光コースを設定して、あかし案内所等で情報提供している。

(4) 産業との連携に関する取り組み

東西 16 kmにわたって瀬戸内海に接する本市の沖合は日本有数の豊かな漁場で、古くから漁業が行われてきた。季節ごとに色々な魚がとれるが、なかでもタイとタコは全国でも特に有名である。「昼網」と呼ばれるセリ市により、朝に水揚げされた魚が昼ごろには鮮魚店や料理屋に届けられ、鮮度の高い魚介類を市民が味わうことができる。また、魚の棚商店街では魚介類以外に加工品を買い求めて多くの市民や観光客が往来し、本市の自然環境と人が支える産業が食文化を形づくっている。

また、本市の西部では、きれいな地下水が豊富にわき出ることから、この水と近くで収穫される米を使って、酒づくりが江戸時代から行われ、現在も酒蔵などが登録文化財建造物となっている。また、清酒による乾杯の習慣を広めることにより、伝統産業の振興と地域を活性化することを目的として「明石市の伝統産業である清酒による乾杯の普及の促進に関する条例」が平成 25 (2013) 年 11 月 1 日に制定された。

さらに、市内の企業では、創業以来 100 年を超える老舗企業も見られ、本市のものづくり文化を継承している。このように、本市の産業は歴史文化遺産の基盤を構成しているといえる。

5. 歴史文化の保存・活用に向けた課題

(1) 歴史文化遺産を「知る」取り組みの課題

埋蔵文化財発掘調査の継続、各種調査などが引き続き必要とされる。

①発掘調査の継続

- これまで数多くの遺跡や明石城下の武家屋敷跡の発掘調査が年間 200 回以上に亘って実施され、貴重な遺跡・遺物が発見されている。今後も市内の埋蔵文化財の発掘調査を継続的に進め、古代遺跡から城下町までの歴史的価値やその魅力の解明を進めることが必要である。

②市史編さんに関する調査の継続と結果の公表

- 現行の明石市史は昭和 35 (1960) 年刊行以来、約 60 年が経過し、平成 23 (2011) 年に明石市史編さん委員会が発足して市史編さんに関する把握調査が進められており、調査の継続と調査結果の概要に関する紀要等の公表や早期の市史刊行が求められる。



魚の棚商店街



大正時代の酒蔵の様子

(今はほとんどない木製の桶で、酒母づくりが行われていた)

(写真提供：江井ヶ島酒造)

③生活文化・生業に関する歴史文化遺産の掘り起こし

- ・講や地蔵盆などの祭り、しめ縄づくりなど市民の生活に関する様々な文化的所産である生活文化に関する調査は、一部の地域では行政の支援のもと市民や各種団体による調査が進められてきたが、大久保地域や西明石地域では調査が実施されていない。さらに、食文化や祭礼、日々の暮らしの行事などを次世代に継承するためには記録保存や調査が必要とされるが、戦前の生活文化を知る人材も少なくなっている。「明石市食育基本方針（平成 29（2017）年3月）」では、「食文化の継承」を目標として家庭の味や郷土料理、季節の行事食の継承のため食文化の世代間交流を進めており、学校教育などの場などにおいても、より一層の拡充が必要である。このため、早期に地域の生活文化について聞き取り調査、掘り起こし調査、食のまち明石固有の食文化などの調査及び調査結果の発信を進めることが重要である。
- ・本市の生業のひとつである酒造家の建築物、酒造りに密接に関係する深い井戸や地域で利用されていた浅い共同井戸である「どっこんしょ」はその全容が把握されていないため、継続的な掘り起こし調査が必要である。これらの歴史文化遺産は、地域毎の歴史を示す歴史文化遺産であることから、その管理を継続していくことが重要である。

④近代遺産類型別悉皆調査の継続

- ・市内には多くの近代和風住宅や近代化遺産の存在が確認されているがその全容は把握されていない。さらに、建設後 50 年経過した文化アパートや上ノ丸の住宅、神戸大学附属明石小学校など近代の建築物や、近代以降発展した工業に関する建造物や機械類なども貴重な歴史文化遺産であり、類型別の悉皆調査を継続的に実施することが必要である。また、建立後 50 年を経過した建築物の詳細調査を実施した上で、価値が明らかとなった場合には指定・登録などの検討が必要となる。

⑤漁村集落や街道集落の文化的景観調査の必要性

- ・市内の漁港集落や大蔵谷、大久保、清水などの西国街道沿いには街路や町割りが現在も継承されており、本市のまちの歴史を示す生業と生活が一体となった文化的景観調査が必要とされる。

⑥収蔵されている史料調査の必要性

- ・地域の寺社などに残る文字史料が蔵などに収蔵されているが、その存在が明らかになる前に散逸することが懸念され、史料調査が必要である。これらの史料は、デジタル化による記録保存などにより、明石の歴史文化を示す資料として保存することが必要とされる。

（2）人材育成の取り組みの課題

人材育成に関しては、主として生涯教育分野や学校教育分野における課題があげられる。

①生涯学習機会の充実と継続的な人材育成

- ・明石市立高齢者大学校あかねが丘学園の地域資源に関する専攻コース修了者からは多くの地域人材が輩出されており、引き続き、同学園などの生涯学習機会の充実が求められる。また、生涯学習修了者の学習成果の発表会などを図書館と連携して開催するなど、継続的な人材育成の取り組みが必要となる。

- ・あかねが丘学園専攻コース修了者などによるボランティアガイドの活動に光をあてるためにも、ガイドへのインセンティブ付与のための取り組みが必要である。

②学校教育における人材育成の継続

- ・学校教育における文化財活用を通じた人材育成を進めることができると子育て層が占める割合が高い本市の特色を活かした取り組みとなるが、現在、文化財を活用した学校教育における取り組みは、市内の小中学校の半数程度にとどまっている。しかし、教科以外の歴史文化学習、文化財に関する校外学習などは教育現場への負担が大きいこともあり、学校教育の現場で歴史文化学習を支援する地域人材として機能する「歴史文化コーディネーター」の確保などが必要とされている。
- ・歴史文化遺産に関する学校への出前授業は、これまでにも本市文化財部局などで実施してきたが、今後は本市の歴史文化遺産に熟知した地域人材による学校への出前授業の拡充など、教育と生涯学習、地域学習の連携を推進することが急務である。
- ・学校教育における歴史文化学習を推進することが喫緊の課題であるため、これまでにも進められてきた歴史文化遺産に関する地域教材の作成、中学校向けの副読本及び「歴史文化遺産の説明入りマップ」の開発や蓄積、指導者である学校教員を対象とした歴史文化遺産に関する研修会などの開催が必要である。

(3) 保存の取り組みの課題

歴史文化遺産の保存に関しては、文化財分野のみならず、景観まちづくり分野からの課題も抽出される。

①文化財指定の拡充・修理修繕・環境整備の推進

- ・文化財指定の拡充、歴史文化を代表する指定等文化財の修理・修繕、及びその周辺環境整備が求められている。
- ・国指定史跡である明石城跡は県立明石公園に含まれるが、戦後、昭和20年代に整備された野球場や陸上競技場、競輪場（現 球技場/自転車競技場）などの区域は史跡指定区域外となっており、学術調査などによる史跡の価値の把握が困難である。また、大手門の復元についての検討がなされているが、進捗していない。さらに、明石城の本丸や東丸などの価値の理解を助ける解説板などの設置が必要とされる。
- ・きゅうはじさきとうろうどう旧波門崎燈籠堂は、国登録文化財であったが、損傷が著しく、また、周辺環境は釣り人の駐車場化しており、文化財の周辺環境整備と併せて、保存の措置が必要とされてきた。このため、令和2（2020）年度に「旧波門崎燈籠堂（石積）」の名称で、石積部分を市指定建造物として保存の措置を進めてきた。引き続き、兵庫県、明石市の港湾部局との連携による旧燈籠堂周辺の環境整備を進めが必要とされる。

②未指定の歴史文化遺産に対する保存方策の拡充

- ・各種調査の結果、価値が明らかとなった未指定の歴史文化遺産の保全方策を拡充することが必要とされる。
- ・ふなげじょうあと船上城跡は本丸跡と推定される高台が残されているのみで周辺近くまで宅地開発が進展しているほか、見学ルートが個人所有地であるため、自由な見学が困難である。このため、本市の中世から近世の歴史を物語る船上城跡の保存と環境整備が必要とされる。

- ・大久保町にはランドマークとなる安藤家の洋館があり、所有者の同意を得ることができれば保存の処置が必要である。この洋館の設計は中崎公会堂と同様、大正時代初期に東大寺大仏殿の修繕にも携わった経験のある加護谷祐太郎かごたにゆうたろうであり、本市の近代建築を代表する建築物として保存を図る必要がある。
- ・八木地域の煙突はかつて明石瓦が生産されていた歴史文化を象徴する建造物であり、こうした建造物を地域の生業を説明・発信する歴史文化遺産として、適切に保存する必要がある。
- ・本市の代表的な漁村である林崎地域には漁師の暮らしを留める建築物も少数であるが残されており、価値ある建築物の保存のための適切な措置が必要である。
- ・市域の路傍に残されている五輪塔や石塔などは、生活の場に身近な歴史文化遺産として各地域の歴史を物語る。これらの身近な歴史文化遺産を保存し、滅失を防ぐ持続的な取り組みが必要である。
- ・無住の神社や所有者不明の建築物などが増加しているが、地域住民によって清掃や草刈などが実施されている神社も多く、地域住民の協働による維持管理の継続が必要とされる。

③修理修復のための財源確保

- ・都市景観形成重要建築物（以下、「重建」という。）ならびに歴史的建造物については、建物の老朽化に伴う多大な改修費、現代の生活スタイルに合わないなどの機能面から、所有者にとって維持保全が厳しい状況にある。また重建は、外觀に係る改修費の助成制度があるが、すべての建築物に適用されていない。このため、所有者の負担を極力軽減することや現在の補助制度の充実及びより柔軟な運用あるいは新たな財源の確保などが必要である。
- ・寺社などを対象としたアンケート調査からも、絵馬や彫刻などの美術工芸品の保存措置や財源確保を進めることが求められている。
- ・祭礼に関わる道具類などの維持・修理費用に係る財源確保の手立て検討が必要である。

④祭礼・年中行事等の保存のための仕組みづくり

- ・刺繡や工芸品も含めて布団太鼓は住民の力の結晶、町の宝といえる。その保全のためには市民が布団太鼓の価値を理解することが不可欠である。価値の理解の増進、市民が布団太鼓に触れることを可能とするため、期間を限って公民館などで公開することや、布団太鼓の公開に関する広報などが重要である。
- ・地蔵盆など地域の祭りの後継者不足が課題になっている。このため、後継者不足を解消するための市民協働の仕組みづくりの検討、補助制度の拡充などについての検討が必要である。

⑤保存のためのデータベースの構築

- ・歴史文化遺産に関する把握調査の結果は、本市の歴史文化遺産の価値を正確に伝える重要な資料であり、町の来歴について市民の理解の促進につながるものとなる。このため、歴史文化遺産のデータベースの作成・更新・共有が重要である。

（4）活用に関する課題

歴史文化遺産の活用に関する観光面では、本市の歴史文化遺産が集積する明石東部地域における「歴史文化遺産の南北交流軸」（以下「南北交流軸」という）の構築が重要である。

さらに東西に長い本市の各地域において歴史文化の拠点づくりや市内各地域を横断する周遊ルートの構築、歴史文化遺産周辺の環境整備など、観光分野とまちづくり分野との連携による取り組みの検討が必要とされる。

また、歴史文化遺産を核としたまちづくりを進めるため、その拠点となる明石市立文化博物館などの拠点としての機能拡充やＩＣＴなどの先端技術を活用した情報発信などが必要とされる。

①観光・交流・情報発信の取り組みの拡充

- ・これまで歴史文化遺産の魅力の活用や発信の取り組みが限定的であったが、今後は、国際交流、地域間交流、広域交流に向けた展開が必要とされる。また、ＩＣＴなど先端技術を活用した歴史文化遺産の魅力発信についても、今後の取り組みの展開が必要とされる。
- ・歴史文化遺産は市内に点在しているため、歴史文化遺産の位置情報をマップなどで示す必要があるが、現段階では一般に提供されているマップが市域を4つに区分されているA2サイズの大きさである。このため、市民や観光客が手軽に利用することが困難であり、歴史文化遺産の魅力を十分に活用されない状況にある。
- ・明石城跡は、本市の歴史文化観光の拠点でもあるため、城跡や城下町に加え、市域の歴史文化に関わるガイダンス機能の拡充などの推進が重要である。

②南北交流軸の構築・周遊ルートの設定

- ・明石城跡と海岸部の歴史文化遺産を結ぶ「南北交流軸」が観光分野などで明示されていないため、市内の歴史文化観光の周遊が限定的である。「南北交流軸」は、明石城跡から魚の棚商店街を通り明石港まで続くが、明石港周辺には中崎公会堂、旧波門崎燈籠堂をはじめかつての景観をしのぶ魅力ある歴史文化遺産が多く立地しており、「南北交流軸」を内外に発信していくことが必要である。
- ・東西に長い本市の各地域を周遊できる「東西周遊ルート」の設定が必要とされる。

③大型バス乗降場、駐車場等基盤整備の推進

- ・本市の歴史文化遺産を巡る観光が増えているが、JR明石駅周辺における大型バス乗降場所の設置や、周辺地域の住環境の保全のための駐車場整備、公共交通の利用促進の誘導、自転車利用の促進など、歴史文化遺産を活用した持続可能な観光施策の推進が求められる。

⑤文化博物館の拠点機能の拡充

- ・本市の歴史文化遺産を総合的に情報発信すると共に、来訪者が歴史文化遺産の価値などを学ぶために明石市立文化博物館における歴史文化拠点としての機能の拡充が必要とされる。

⑥歴史文化遺産の展示・公開の推進

- ・本市の歴史文化遺産の活用に向けて、公民館の活用などを含め、市民が地域で歴史文化遺産に触れる場を拡充することが必要である。
- ・建造物の活用にはそのものの価値を「みせる工夫」として、価値の説明が重要な手段となる。例えば、明石城の2段目の石垣から茶の湯に使う清水が湧き出ていることや、城下町に残る外堀跡の道などを、市民に周知していく取り組みが必要である。また、社寺などの歴史文化遺産の存在を発信するため、解説板の設置が重要である。その場合、指定等文化財や歴史文化遺産の現場でその価値や魅力を来訪者が把握できることを可能とするため、仮想・拡張現実（VR・AR）技術等の先端技術を活用した仕掛けの充実が求められる。

- ・明石市景観形成重要建築物をはじめとした伝統的建造物などは地域への愛着を持つきっかけとなるよう、公開活用が望まれる。しかし、景観形成需要建築物などは個人所有であるため、公開や活用には至らないものも見られる。今後は、期間を限定して個人所有の建築物を公開するなど適切な活用方法について検討が必要である。

⑦歴史文化遺産に触れる機会の充実

- ・市民が各地域の歴史文化遺産に触れる機会としてのシンポジウム、歴史まち歩きなどの取り組みを継続して進めていくと共に、コロナ禍での歴史文化遺産に触れるための安全な取り組みとして、家族単位、親子単位で参加できるイベントなどを企画し、地域に対する愛着を醸成することが重要である。
- ・本市の産業に関わる歴史的建築物は残存しているものの数が少なく、各産業を代表するものとして保存して活用することが望まれる。今後は、長屋門付き農家、瓦工場のレンガ煙突、大蔵町の千尋窯（登り窯）、造船所、創業100年を超える企業などを本市の産業の歴史文化を示す施設としての活用や「産業歴史文化」の歩みを発信していくことが必要である。
- ・健常者のみならず、障がいを持った人も市内の歴史文化遺産に触れることができるよう、市内巡回のコミュニティバスの拡充や、手話通訳付きオンライン配信など歴史文化遺産のバリアフリー対応のための各種取り組みなどの検討が必要となる。

(5) 体制づくりに関する課題

歴史文化遺産の保存・活用を進めていくため、行政内の部局間連携や、多様な主体の連携の推進のほか、歴史文化遺産の保存・活用に寄与する市民などの顕彰、市民からの相談窓口の開設など新たな体制づくりに向けた課題が抽出される。

①多様な分野・主体の連携の推進

- ・現在、歴史文化遺産の保存と活用は、文化財所有者や管理者が主体となっているが、文化財分野のみならず、教育分野や観光、まちづくり、福祉、産業など多様な分野に関わる主体によって、保存と活用の取り組みを推進することが求められる。
- ・これまでの歴史文化に関する各種取り組みのノウハウが蓄積されているが、これらの知見を活用して市民、専門家、団体、行政が連携・展開するための体制づくりが進んでいない。

②顕彰制度の確立

- ・歴史文化の価値や魅力を発信する役割を担うボランティアガイドは本市の歴史文化の保存と活用に大きく貢献しているが、こうした人材の功績を顕彰するための独自の制度が確立していない。

③歴史文化遺産に関する相談窓口の設置

- ・明石市都市景観形成基本計画では、①伝統的まちなみや建築物などの保全、②伝統的建築物の活用、③歴史的雰囲気を大切にした住環境の保全、を基本方針として挙げているが、その実現には地域住民や建築物の所有者の理解が不可欠となる。これらの課題を解決するため、行政における相談窓口の設置など保存活用を推進するための体制づくりが必要である。

第5章

歴史文化遺産の保存・活用の方向性と措置

1. 歴史文化遺産の保存・活用の目標

本地域計画では、これまでの取り組みを継続させると共に、その取り組みを発展させ、歴史文化遺産の保存と活用に関わる課題解決のため、本地域計画の目標を、

「歴史文化遺産を通じて、ひと、まち、営みが輝く持続可能な地域づくり」とする。

本地域計画では、(仮称)あかしSDGs推進計画の目標と連携しつつ、<いつまでも>、<すべての人々>、<やさしいまち>を<みんなで>進めるものとする。

本地域計画で掲げた目標を確実に実現するため、市内各地域の歴史文化の特徴やテーマに応じた保存・活用を推進する。また、歴史文化遺産の保存・活用を効果的に推進するため、旧城下町周辺を対象に重点的な取り組みを推進する。

2. 歴史文化遺産の保存と活用のための基本方針

基本方針1 歴史文化遺産を持続的に「知る」取り組みを進める

基本方針2 学校教育・生涯教育の場で人づくりを進める

基本方針3 歴史文化遺産を確実に次世代に継承する

基本方針4 歴史文化を活かした愛着のもてるまちづくりを進める

4-1 歴史文化観光に関する多様な取り組みを重点的に展開する

4-2 市民等と協働して歴史文化遺産が核となるまちづくりを進める

基本方針5 みんなで歴史文化のまちづくりを進める

3. 基本方針に基づく措置

(1) 基本方針1 歴史文化遺産を持続的に「知る」取り組みに関する措置

遺跡や武家屋敷跡などの発掘調査の継続、生活文化に関わる新規調査などを推進する。

(2) 基本方針2 学校教育・生涯教育の場で人づくりを進めるための措置

小・中学校生徒を対象にした幅広い歴史文化学習によって人づくりを継続して進める。さらに生涯学習を継続し、地域人材としての人づくりを進める。

(3) 基本方針3 歴史文化遺産を確実に次世代に継承するための措置

歴史文化遺産を確実に次世代に継承するため、指定等の拡充、指定等文化財の周辺環境整備、未指定の歴史文化遺産の保存のための法的措置など多様な保存事業を持続的に進める。また、歴史文化遺産の修理・修復への支援や財源確保の方策を検討する。

(4) 基本方針4 歴史文化を活かした愛着のもてるまちづくりを推進するための措置

本市の歴史文化を活かしたまちづくりを推進するため、観光に関わる多様な取り組みを展開すると共に、歴史文化遺産が核となるまちづくりを市民と協働で進める。

(5) 基本方針5 みんなで歴史文化のまちづくりを進めるための措置

本市の歴史文化遺産を保存・活用するための体制構築や顕彰制度の確立、市民相談窓口を設置する。

第5章 歴史文化遺産の保存・活用の方向性と措置

1. 歴史文化遺産の保存・活用の目標

本市は、播磨灘の海や明石海峡に育まれた風土、丘陵地形などの地勢を基盤として、古代から近代まで連綿と続く城下や漁村・農村などの集落の佇まい、生業や祭礼、年中行事や食文化など、多様な人々の営みの有り様が歴史文化の特徴をなしている。

歴史文化は、本市の個性を形づくり、市民の絶え間ない努力で守り、育ててきたことから、市民の誇りや愛着につながるものとなっている。

また、歴史文化遺産は、本市や市内各地域の活性化のための資源としての役割も期待されており、その保全・活用はまちづくりにとっても重要な取り組みと位置付けられる。

これまで、本市では、歴史文化遺産を知るための行政による発掘調査や市民や専門家による把握調査などの取り組みが進められてきた。また、学校教育における人材育成の取り組み、歴史文化遺産の保存に関わる取り組み、観光まちづくりや福祉分野との連携、産業との連携などをはじめとした歴史文化遺産の活用に関わる様々な取り組みを積極的に進めてきた。

しかし、これまで継承されてきた本市の歴史文化遺産のなかには、歴史史料などのように散逸や滅失の危機に瀕しているものもある。

また、祭礼などの担い手の減少、歴史文化遺産の修理・修復のための財源不足、それぞれの歴史文化遺産が持つ価値の市民への浸透が不十分であることなどから、その継承が困難になってきている歴史文化遺産もみられる。

このため、本地域計画では、これまでの取り組みを継続・発展させ、歴史文化遺産の保存と活用に関わる課題解決に向けて、

本地域計画の目標を、

「歴史文化遺産を通じて、ひと、まち、営みが輝く持続可能な地域づくり」とする。

本地域計画の目標は、(仮称) あかしSDGs推進計画と連携しつつ、
<いつまでも>、<すべての人々に>、<やさしいまち>を<みんなで>進めるものとする。

さらに、本市の多様な歴史文化遺産の保存・活用に向けては市内各地域の歴史文化の特性や課題に応じた対応が必要とされる。そのなかでも明石東部地域は、明石城を中心とした古代から近代までの歴史文化遺産が集積している地域であり、保存・活用に関する重点的な取り組みが必要とされる。

本市の歴史文化の特徴を活かし、本地域計画で掲げた目標を確実に実現するため、歴史文化の特徴やテーマに応じた保存・活用を推進する。また、歴史文化遺産の保存・活用を効果的に推進するため、旧城下町周辺を対象に重点的な取り組みを推進する。

本地域計画における取り組みの課題、計画の目標ならびに、計画を推進するための基本方針へつながる体系は、次の図にまとめることができる。

歴史文化遺産の保存・活用に関する取り組みの課題

- ①歴史文化遺産を「知る」ための課題：発掘調査の継続、各種調査などの実施 等
- ②人材育成に関する課題：継続的な人材育成 等
- ③保存に関する課題：文化財指定・登録の拡充、修理修繕、文化財周辺環境整備の推進 等
- ④活用に関する課題：観光・交流・情報発信の取り組みの拡充、南北交流軸の構築 等
- ⑤体制づくりに関する課題：多様な分野・主体の連携の推進 等

これまでの取り組みの継続・発展 → 課題解決のための取り組みの推進

歴史文化遺産の保存・活用の目標

歴史文化遺産を通じて、ひと、まち、営みが輝く持続可能な地域づくり

<いつまでも>

歴史文化遺産を知るための取り組み、人づくり、保存の取り組みを持続的に進める。

<すべての人に><やさしいまち>

子どもから高齢者まで、健常者も障がいを持った人、市民のみならず、来訪者も含め、すべてのひとにやさしい歴史文化遺産の活用を通じて、愛着のもてるまちづくりを進める。

<みんなで>

行政、市民、専門家、文化財所有者などが連携し、みんなで歴史文化のまちづくりを進める。



歴史文化遺産の保存・活用に関する基本方針

基本方針 1 歴史文化遺産を持続的に「知る」取り組みを進める

基本方針 2 学校教育・生涯教育の場で人づくりを進める

基本方針 3 歴史文化遺産を次世代に確実に継承する

基本方針 4 歴史文化を活かした愛着のもてるまちづくりを進める

方針 4-1
歴史文化観光に関わる多様な取り組み
を重点的に展開する

方針 4-2
市民等と協働して歴史文化遺産が核となるまちづくりを進める

基本方針 5 みんなで歴史文化のまちづくりを進める



歴史文化遺産の保存・活用を効果的に推進するため、旧城下町周辺の重点的な取り組みの推進

図5-1 歴史文化遺産の保存・活用に向けた課題・目標・基本方針の体系

2. 歴史文化遺産の保存と活用のための基本方針

本地域計画では、5つの基本方針のもと、歴史文化遺産の保存・活用を効果的に推進する。

基本方針1 歴史文化遺産を持続的に「知る」取り組みを進める

本市では、これまでにも歴史文化遺産を「知る」取り組みが持続的に進められてきたが、今後も、埋蔵文化財発掘調査及び市民の暮らしに関わる歴史文化遺産に関する調査を行政、市民、団体、専門家が協働して計画的に進める。特に、遺跡や武家屋敷跡などの埋蔵文化財の発掘調査を行政が中心となって継続的に進めるほか、市民や校区まちづくり組織、大学など研究機関ならびにヘリテージマネージャーなどの専門家との連携により、生活文化に関わる身近な歴史文化遺産把握調査を進めるものとする。さらに、学校教育などとの連携により、子どもたちがふるさとの歴史文化遺産の調査に関わる機会や場を設定する。

基本方針2 学校教育・生涯教育の場を中心に入づくりを進める

本市では、学校で指定等文化財を活用した学習が進められているが、その取り組みは市内の小中学校の半数程度にとどまる。一方、市内の小中学校では、地域住民が子どもたちに歴史文化に関わる様々な体験授業の教え手として活躍している。このため、「ひょうご教育創造プラン」（兵庫県教育委員会）とも連携しながら、学校教育における郷土学習を推進する。また、生涯学習機会の充実、図書館と連携した生涯学習成果の発表会の開催、学校における歴史文化遺産学習を支援する地域人材である「歴史文化コーディネーター」の育成実現に向けた取り組みを進める。さらに、学校への地域人材派遣による出前授業の拡充、学校教育、特に中学校における歴史文化に関する副読本の作成や教材開発、指導者の研修会開催などより、市民の歴史文化への理解を醸成するよう、人づくりに関わる取り組みを充実させる。

基本方針3 歴史文化遺産を確実に次世代に継承する

本市では歴史文化遺産の価値を十分に把握した上で指定等の拡大などを進めてきた。しかし、明石城跡の史跡の全容解明などが進んでいないこと、かつての旧波門崎燈籠堂や船上城跡など市民が鑑賞することが困難な登録文化財や歴史文化遺産もあることが課題となっている。さらに、歴史文化遺産が滅失の危機にあるものもみられる。このため、歴史文化遺産の指定の拡充、指定文化財周辺の環境整備及び未指定文化財の保存のための法的措置などを持続的に進める。

このほか、祭礼や年中行事に関する山車や道具類などの修理・修復に対する財源確保も課題となっている。このため、地域の特色を表す布団太鼓などの公開の場の設定、山車や道具類などの修理・修復に関する支援などの保存事業を持続的に進める。

また、歴史文化遺産の把握調査結果を歴史文化遺産のデータベースとして整理し、定期的に更新すると共に、府内関係各課などと情報共有し、広く発信する。

基本方針4 歴史文化を活かした愛着のもてるまちづくりを進める

④－1 歴史文化観光に関する多様な取り組みを重点的に展開する

本市では、「食」、「海峡」、「歴史」、「時」の4つの区分で観光情報発信を続けている。今後も観光連携部局と連携して情報発信を進めると共に、本市の地域ごとの特徴に応じて事業を組み立て、国際交流、地域間交流、広域交流の推進、歴史文化遺産の魅力を発信する。この場合、先端技術活用による文化財情報の発信、企画展やシンポジウムのオンライン発信、デジタルコンテンツの拡充、VRなどICTの活用等、歴史文化遺産の魅力や価値を感じることができるコンテンツの拡充などの仕掛けを整備する。また、本市の歴史文化を代表する明石城跡周辺の歴史文化遺産に関するガイダンス機能を拡充する。

さらに、城下町と魚の棚や海岸部までをつなぐ「南北交流軸」の可視化について重点的に取り組むと共に、情報発信の強化により市内の「東西周遊ルート」の設定による歴史文化周遊観光の推進に向けた取り組みを拡充する。

また、近年、個人やグループ、家族単位の歴史文化観光が増えているため、JR明石駅周辺の大型バス乗降場の整備、歴史文化遺産周辺の環境整備や自転車利用の促進などの取り組みを拡充する。

④－2 市民等と協働して歴史文化遺産が核となるまちづくりを進める

発掘された貴重な歴史文化遺産の展示の場の確保、魅力や価値を説明するための解説板の整備、先端技術の採用、歴史文化遺産の魅力発信のための拠点整備や必要な環境整備を拡充する。

加えて、本市の各地域に残された歴史文化遺産の価値が市民に十分に浸透していないために滅失してしまうことも危惧される。このため、市内の身近な歴史文化遺産の周知のためのマップ作成や解説板の設置、シンポジウムや講演会の開催、歴史まち歩きの実施、地域の歴史文化遺産である伝統的建造物の公開・活用など、多様な分野との連携によって、まちづくりにおける歴史文化遺産の活用方策を拡充する。また、市民が歴史文化遺産を核としたまちづくりを進めるための財源確保の仕組みづくりの検討を進める。

基本方針5 みんなで歴史文化のまちづくりを進める

本市では行政、市民、専門家などがそれぞれ保存や活用に向けた取り組みを進めてきたが、府内各部局の横断的な場の設置や、歴史文化に関わり各主体が協議できる場は設置されていない。このため、歴史文化の保存活用に向けた「明石市文化財保存活用協議会」の設置による横断的な体制づくりを進める。

また、市民団体やボランティアの活発な活動が特徴的な本市にあっては、活動の一層の発展を期待して、歴史文化の保存活用への貢献者に対する顕彰制度を確立する。

加えて、市民が歴史的建造物の保存と活用の取り組みを手掛けることが可能となるよう、市民向けの相談窓口を設置する。

3.歴史文化遺産の保存・活用に関する措置

本市における多様な歴史文化遺産の保存・活用によって、本地域計画の目標である「歴史文化遺産を通じて、ひと、まち、営みが輝く地域づくり」を実現するためには、文化財分野のみならず、教育分野、観光分野、まちづくり分野、福祉分野や産業分野などが抱える課題も含め、歴史文化遺産の保存と活用に関わる5つの基本方針に基づく取り組みを計画的に実施することが求められる。

そこで、「歴史文化遺産の保存・活用のための措置」として、5つの基本方針に基づく事業計画を次頁以降に示すとおり設定する。

これらの取り組みは、市民や校区まちづくり組織などの団体、研究者やヘリテージマネージャーなどの専門家ならびに文化財部局のみならず、本市の関係各部署や兵庫県、国との連携により、進めるものとする。

また、市民や活動団体などが中心となって実施する事業に対しては、本市の関係各課が必要な支援を行い、取り組みを促進していくこととする。

それぞれの取り組みの主な主体のうち、市民とは、市内在住者に加え、文化財所有者を含む主体を指す。団体とは、校区まちづくり組織、NPO法人、市民活動団体のほか、観光協会、企業などを指す。

専門家とは、大学など研究機関に所属する者やヘリテージマネージャーなどを指す。

また、計画期間については前期を1～3年、中期を4～5年、長期を6年以降と設定する。

さらに、取り組みの財源としては、国費、県費、市費などを想定するが、国費とは、文化財に関わる補助金、内閣府の地方創生推進交付金などとする。

県費とは、文化財保存整備費補助金、ひょうご創生交付金、兵庫県景観形成支援事業に基づく各種助成金などとする。

加えて、各取り組みの目的や目指す効果を分かりやすく示して、取り組みに関わる各主体の認識・共有化を図ると同時に、本地域計画の点検・見直しなどを通じたP D C Aサイクルを構築し、さらなる効果促進を図ることが求められる。そこで、各事業の目的や目指す効果、さらにはそれらの事業を通じた本計画の達成目標を、誰もが理解できるよう、数値目標としてのK P I（重要業績評価指標）を前述の「序章. 4 計画の進捗管理と自己評価の方法」に示したとおり設定する。なお、K P Iの目標年次は、「(仮称)あかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)」の計画期間の前期3年間と中期1年間の合計した4年間(令和4～令和7(2022～2025)年)に対応して令和7(2025)年度と設定する。

(1) 基本方針 1 歴史文化遺産を持続的に「知る」取り組みに関する措置

遺跡や武家屋敷跡などの発掘調査や市史編さんに関わる調査、歴史文化遺産の把握に係る継続調査、新規調査も含め、市民が歴史文化遺産を持続的に「知る」ための措置を定める。

表 5-1 歴史文化遺産を「知る」取り組みに関する措置

No.	事業名・事業内容	財源	主な取組主体	1年目 (令和4年度)	2年目 (令和5年度)	3年目 (令和6年度)	4年目 (令和7年度)	予定 (令和8～12年度)
1	遺跡・武家屋敷跡の発掘調査 遺跡や武家屋敷跡の発掘調査、学術調査等を継続して進め、指定等文化財及び城下町などの価値解明を進める	国費 県費 市費	明石市文化財部局 専門家	継続				
2	市史の編さんに関わる調査 明石の歴史文化について幅広く知るための市史編さんに関わる調査を継続し、その成果を紀要等で定期的に発信する	市費	明石市文化財部局 専門家	継続				
3	生活文化に関わる調査 布団太鼓、地蔵盆や各地の祭礼などの無形民俗文化財を含む身近な生活文化に関わる歴史文化遺産の掘り起こしについて、調査テーマを設定して計画的に調査を進め、成果を公表する	国費 県費 市費	明石市文化財部局 市民、団体 専門家	継続				
4	生業に関わる調査 農業、漁業、酒造業など明石の歴史文化の特徴を示す生業調査（造船所等を含む）を市民や団体などが中心となって計画的に進め、成果を公表する	国費 県費 市費	明石市産業関連部局 市民・団体 専門家	継続				
5	食文化の把握調査・魅力発信 海の幸や海と陸の交流により生まれた明石の食文化の魅力について、文献調査などでその価値を把握すると共に、その成果をSNSなども含めた多様な媒体で情報発信を行う	国費 県費 市費	明石市観光関連部局 明石市文化財部局 専門家、団体			新規		
6	建造物に関わる調査 近代和風住宅や近代に開校した学校建築物、安藤家洋館など近代の歴史文化の魅力を構成している建造物調査を市民や団体等が中心となって計画的に進め、成果を公表する	国費 県費 市費	明石市文化財部局 明石市景観関連部局 市民・団体・専門家			新規		
7	近代化遺産調査 近代に花開いた明石の歴史文化の特性に鑑み、産業遺産も含めた近代化遺産を対象として市民や団体が中心となって計画的な調査を進め、成果を公表する	国費 県費 市費	明石市文化財部局 市民・団体・専門家			新規		
8	文化的景観調査 西国街道沿いや特徴的な町割りを示す林崎漁港周辺などの特徴を把握するため、市民や団体等が中心となって文化的景観調査を進め、成果を公表する	国費 県費 市費	明石市文化財部局 明石市景観関連部局 市民・団体・専門家			新規		
9	史料調査 社寺や歴史的建造物の蔵などに保管されている史料が散逸しないよう、計画的に調査を実施して、史料整理を進め、成果を公表する	国費 県費 市費	明石市文化財部局 市民・団体・専門家			新規		

(2) 基本方針2 学校教育・生涯教育の場で人づくりを進めるための措置

本市の人口は30万人を超えた。兵庫県では極めて特異であるが、このことは未就学児を中心とした子どもと20代から30代の子育て層を中心とした新たな住民の流入にある。

このため、小・中学校生徒を対象にした幅広い歴史文化学習によって、将来の本市の歴史文化遺産を担う人づくりを継続して進める。さらに高齢者大学校などの生涯学習を継続し、生涯学習修了者が学校教育現場における地域人材として、子どもたちの歴史文化学習の支援者となるよう人づくりを進める。

表5-2 人づくりを進めるための措置

No.	対象地域	事業名・事業内容	財源※1	主な取組主体※2	1年目	2年目	3年目	4年・5年目	予定6～9年目
					(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)	(令和7・8年度)	令和9～12年度
10	全市	学習発表会の開催等の生涯学習機会の充実 市民が歴史文化に触れることができるよう、幅広く生涯学習機会を充実すると共に、図書館等との連携による学習発表会等を開催する	市費	明石市生涯学習関連部局 専門家、市民	拡充				
11	全市	歴史文化コーディネーターの育成 子どもたちが地域に愛着や誇りを持ってくれるよう、小・中学校などにおける歴史文化遺産を対象とした体験授業の企画・運営・指導を担うコーディネーターを生涯学習機関との連携により地域人材として育成する	市費	明石市文化財部局 専門家、市民		新規			
12	全市	学校への出前授業の拡充 行政による歴史文化出前授業に加え、地域人材による小・中学校への出前授業の拡充により、次世代を担う子どもたちに地域の歴史文化を学ぶ多様な機会を提供する	市費	明石市文化財部局 団体、市民		新規			
13	全市	副読本・歴史文化遺産マップの開発 子どもたちに明石の歴史文化を伝えることを目的として、小・中学校などにおけるふるさと学習の副読本となる教材や歴史文化遺産マップの開発を推進する	市費	明石市文化財部局 専門家		新規			
14	全市	教材開発者や指導者の研修会開催 子どもたちにふるさとの良さを伝える教材開発や指導に関わる市民・教員などを対象とした研修会を開催して、明石の歴史文化に関わる人材の継続学習機会を提供する	市費	明石市学校教育関連部局 専門家、市民		新規			

※1：国費とは、文化財に関する補助金、地方創生推進交付金などとする。

県費とは、文化財保存整備費補助金、ひょうご創生交付金、兵庫県景観形成支援事業に基づく各種助成などとする。

以下の表についても同様とする。

※2：主な取組主体のうち、団体とは校区まちづくり組織、NPO法人、市民活動団体のほか、観光協会、企業等を指す。
以下の表についても同様とする。

(3) 基本方針3 歴史文化遺産を確実に次世代に継承するための措置

歴史文化遺産を確実に次世代に継承するため、多様な保存事業を推進する。また、歴史文化遺産の修理・修復への支援や財源確保の方策を検討する。

表5-3 歴史文化遺産を確実に次世代に継承するための措置（1/2）

No.	対象地域	事業名・3事業内容	財源	主な取組主体	1年目	2年目	3年目	4年・5年目	予定 令和9年目 令和9・12年度
					(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)	(令和7・8年度)	
15	全市	文化財への指定等 指定等文化財の指定拡充及び文化財周辺地域の指定拡大、未指定文化財の指定・登録の推進などの歴史文化遺産保全方策を拡充する	市費	明石市文化財部局 専門家	継続				
16	全市	指定等文化財の環境整備 指定等文化財の価値や魅力を体験できるよう、見学ルート確保や解説板設置等文化財及び周辺環境整備を進める	市費	明石市文化財部局 明石市都市関連部局 専門家	拡充				
17	明石東部	史跡明石城跡保存活用整備 県立公園として保存・活用されている史跡明石城跡の保存の拡充、価値の理解を助ける解説板の設置など文化財保存・整備事業の推進を兵庫県と協働して進める	国費 県費	兵庫県文化財部局 兵庫県公園部局	拡充				
18	明石東部	旧波門崎燈籠堂の環境整備 旧波門崎燈籠堂（石積）の市指定と併せて、燈籠堂の保全措置及び周辺環境整備等を、県港湾部局と協働して計画的に進める	国費 県費 市費	兵庫県港湾関連部局 明石市港湾関連部局 明石市文化財部局	拡充				
19	西明石	船上城跡の環境整備 近世の歴史を物語る船上城跡の本丸跡と推定されている高台の保存や見学ルートの確保などの環境整備を進める	国費 県費 市費	明石市文化財部局					新規
20	全市	景観上の重要建造物等の保存 明石の歴史的な景観を残す城下町の商家、近代洋館建築、瓦産業を示す煙突、路傍に残る五輪塔等を文化財保護法、景観法などの各種法的な枠組を活用して保存の措置を進めると共に、都市景観形成重要建造物の保存のための修理・修復を進める	市費 団体費	兵庫県景観部局 明石市文化財部局 企業・まちづくり団体					新規
21	西明石・二見	漁港町並み関連建造物の保存 林崎漁港などの町並みの面影を残す建造物を、文化財保護法、景観法などの各種法的な枠組を活用して保存の措置を進める	市費	明石市文化財部局 明石市景観関連部局 専門家・団体					新規
22	全市	歴史文化遺産管理活動への助成 無住の神社や所有者不明の歴史文化遺産の管理を市民と協働で進めるため、管理活動への助成制度などの仕組みづくりを検討する	国費 県費 市費	明石市景観関連部局 明石市文化財部局 専門家、団体 市民（所有者）					新規
23	全市	布団太鼓の公開の場の設定 布団太鼓の調査を継続すると共に公民館等で一堂に鑑賞できる場を設定するなど、市民にその魅力を発信し、さらには、未公開の布団太鼓の公開を促進する	市費	明石市文化財部局 団体、専門家 市民					新規

表5-3 歴史文化遺産を確実に次世代に継承するための措置（2/2）

No.	対象地域	事業名・事業内容	財源	主な取組主体	1年目	2年目	3年目	4年目	予定
					（令和4年度）	（令和5年度）	（令和6年度）	（令和7・8年度）	（令和9・12年度）
24	全市	財源確保・支援 クラウドファンディングやふるさと納税などの仕組みを利用して、歴史文化遺産の保存・活用に関わる財源を確保すると共に、祭礼に関わる山車や道具類ほか建造物等の修理・修復等への支援に取り組む	国費 県費 市費 寄付金	明石市文化財部局 団体、専門家 市民	継続				
25	全市	歴史文化遺産データベースの作成・更新・共有 各種把握調査などの結果は、明石市の歴史文化を伝える基礎となるデータベースとして作成し、定期的に更新すると共に、府内関係部局などと共有し、市民の歴史文化への理解の醸成、観光等の促進に活用する	市費	明石市文化財部局	継続				

(4) 基本方針4 歴史文化を活かした愛着のもてるまちづくりを推進するための措置

本市の歴史文化を活かしたまちづくりを推進するため、観光に関わる多様な取り組みを展開すると共に、歴史文化遺産が核となるまちづくりを市民と協働で進めていく。

①基本方針4-① 歴史文化観光に関わる多様な取り組みを展開するための措置

歴史文化観光に関連して、ホームページにおけるコンテンツの拡充や地域間交流、広域交流の推進により、明石市歴史文化周遊観光の設定などの多様な取り組みを展開する。

表5-4 歴史文化を活かした愛着のもてるまちづくりを推進するための措置

【歴史文化観光に関わる多様な取り組みを重点的に展開する】

No.	対象地域	事業名・事業内容	財源※ 1	主な取組主体	1年目 (令和4年度)	2年目 (令和5年度)	3年目 (令和6年度)	4年・5年目 (令和7・8年度)	予定 6～9年目 (令和9～12年度)
26	全市	国際交流・地域間・広域交流 姉妹都市等との国際交流、地域間観光交流、淡路島等との広域交流を推進し、明石の歴史文化の魅力を発信を広げていく	国費 県費 市費	兵庫県交流部局 明石市文化財部局 明石市観光部局 団体	継続				
27	全市	「歴史のまち明石」のコンテンツ拡充 市や文化博物館のホームページ等で歴史文化観光情報を継続して発信すると共に、「歴史のまち明石」としての魅力を十分に伝えるよう、ホームページなどのコンテンツを拡充する	国費 県費 市費	明石市観光部局 明石市文化財部局 団体	継続				
28	明石東部	明石公園のガイダンス機能拡充 多くの観光客が来訪する明石公園内に本市の歴史文化遺産のガイダンス機能を拡充すると共に、明石城跡等に関する展示の場の確保、解説板の整備などの歴史文化遺産魅力発信方策を拡充する	国費 県費 市費	兵庫県公園部局 明石市文化財部局 明石市観光部局 団体					新規
29	全市	南北・東西の歴史文化遺産ネットワーク化 歴史文化遺産の南北観光交流軸、東西周遊ルートの設定など、歴史文化遺産のネットワーク化を進めるため、歴史文化遺産間の関連性を明示する冊子の作成、明石駅前における市内の歴史文化遺産案内板でのネットワーク表記などを進める	国費 県費 市費	明石市文化財部局 明石市観光部局 明石市都市部局 団体					新規
30	全市	歴史文化周遊観光 市内の歴史文化遺産の魅力を市民のみならず来街者にも体験可能であるように、たこバス等公共交通利用を含め、東西周遊ルートの設定などを進めると共に、JR明石駅周辺に大型バスの乗降場所の設置を検討する	国費 県費 市費	明石市観光部局 明石市都市部局 明石市文化財部局 団体、専門家 市民					新規
31	全市	自転車利用の推進 歴史文化観光促進のため、幅員の狭い道路等における自転車利用の誘導などのハード、ソフトの環境整備を進める	国費 県費 市費	明石市観光部局 明石市都市部局 専門家・団体					新規
32	全市	先端技術活用による情報発信 文化博物館などで実施する企画展等のオンライン発信、ドローンを用いた城下町の空撮などのデジタルコンテンツの拡充、ＩＣＴなど先端技術を活用した歴史文化遺産情報の発信を進める	国費 市費	明石市情報発信部局 明石市観光部局 明石市文化財部局 団体					新規

②基本方針 4-② 歴史文化遺産が核となるまちづくりを市民等と協働するための措置

市内地域毎に特色ある歴史文化を継承している本市の特性を活かし、各地域の歴史文化遺産が核となるまちづくりを推進する。

表5-5 歴史文化を活かした愛着の持てるまちづくりを推進するための措置
【市民等と協働して歴史文化遺産が核となるまちづくりを進める】

No.	対象地域	事業名・事業内容	財源※ ①	主な取組主体	1年目	2年目	3年目	4年・5年目	予定 (令和6年～9年目) (令和9年～12年目)
					(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)	(令和7年・8年度)	
33	明石東部	文化博物館の拠点機能の拡充 明石城関連の資料の常設展示の充実や布団太鼓など歴史文化の総合的発信と共に、来訪者ならびに子どもたちがその価値を学ぶことができる講座の開催など博物館の拠点機能を拡充する	国費 県費 市費	明石市文化財部局	拡充				
34	全市	歴史文化遺産マップ・解説板作成 市内各地域に今も残されている城の外堀、街道の道標や駅家などの存在を市民や来街者に明示するための方策としてマップ作成や解説板設置等を実施する	国費 県費 市費	明石市観光部局 明石市文化財部局 団体	拡充				
35	全市	明石歴史シンポジウム等の連続開催 歴史文化に関わるシンポジウム等を継続的に実施し、市民が明石の歴史文化を学ぶ機会を提供すると共にわがまちへの誇りと愛着を醸成する取り組みを進める	国費 県費 市費	明石市文化財部局 明石市観光部局 団体	継続				
36	全市	歴史まち歩きの定期的開催 市内各地域の歴史文化を市民が体感できるよう、地域のまち歩きを定期的に開催し、歴史文化を核としたまちづくりのファンを増やしていく	国費 県費 市費	明石市文化財部局 団体	継続				
37	魚住・大久保	地域の生活・生業に関わる歴史文化遺産の活用 長屋門付農家、瓦工場の煙突、登り窯など地域の生活や生業に関わる歴史文化を特徴づける建造物について、所有者との協働によって、多目的スペースなどに活用することで歴史文化遺産を核としたまちづくりを進める	国費 県費 市費	明石市文化財部局 明石市観光部局 団体					新規
38	全市	建造物等の公開 登録文化財などの歴史的建造物を中心に、地域のまちづくりの核となるよう、所有者の同意を得て、公開に向けた取り組みを進めていく	国費 県費 市費	明石市文化財部局 明石市景観関連部局 明石市観光部局 団体					新規
39	全市	多様な人が鑑賞できる文化財展示手法等の検討 手話通訳付きのオンライン配信など、障がいを持った人でも歴史文化遺産に触れることができるような情報発信手法や展示手法、案内手法等を検討する	国費 県費 市費	明石市文化財部局 明石市観光部局 団体					新規

(5) 基本方針5 みんなで歴史文化のまちづくりを進めるための措置

本市の歴史文化遺産を保存・活用するための体制構築や顕彰制度の確立、市民相談窓口を設置する。

表5-6 みんなで歴史文化のまちづくりを進めるための措置

No.	対象地域	事業名・事業内容	財源※ ①	主な取組主体	1年目 (令和4年度)	2年目 (令和5年度)	3年目 (令和6年度)	4年・5年目 (令和7・8年度)	予定 6～9年目 (令和9～12年度)
40	全市	部局間連携による地域づくり 文化財分野、町づくり分野、産業分野、福祉分野等府内の多様な部局間連携により都市景観形成重要建造物の活用など歴史文化遺産を核とした地域づくりを進める	国費 県費 市費	明石市文化財部 局 明石市各部局	継続				
41	全市	歴史文化遺産保存活用体制の構築 行政、専門家、団体、市民ならびに府内各部局が参画する「明石市文化財保存活用協議会」により、歴史文化遺産の保存・活用を推進する体制を構築する	市費	明石市各部局 専門家 団体 市民	新規				
42	全市	顕彰制度の確立 歴史文化的保存活用に貢献した市民や団体、ボランティア活動などを顕彰する制度を確立し、今後の市民活動の幅を広げる	市費	明石市文化財部 局			新規		
43	全市	市民相談窓口の設置 市民が歴史的建造物等の保存や活用に取り組むことができるよう、市民向けの各種相談を受ける窓口を設置する	国費 県費 市費	明石市各部局 団体				新規	
44	全市	近隣自治体との連携 海の道・陸の道でつながる近隣自治体との連携体制を構築し、近隣自治体との協働によるイベントや海からの周遊観光ツアーやの実施を進める	市費	明石市各部局 団体				新規	

第6章

重点区域における歴史文化遺産の保存・活用

1. 重点区域の設定

「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」（平成31（2019）年3月：文化庁）に示す「文化財保存活用区域」として重点区域を定める。

（1）重点区域設定の考え方

「指定等文化財が核となり、周辺に歴史文化遺産が集積していること」、「行政による重点的な施策が図られていること」、「市民等による歴史文化遺産の保存・活用に関する活動が活発であること」を基準に、歴史文化を活かしたまちづくりを優先的・重点的に推進し、市域全体における取り組みを先導する区域と位置付ける「重点区域」を設定する。

（2）重点区域の範囲と主な歴史文化遺産

重点区域は、明石東部地域のなかの朝霧川以西、明石川以東、明石城跡以南の区域で、主として明石城下町の武家屋敷や足軽屋敷、町屋が立地していた区域を中心に設定する。

2. 重点区域の保存活用計画

（1）重点区域の歴史文化の特徴

重点区域は、本市のなかでも歴史文化遺産が集積する区域であり、古代から近世、近代を通じた本市の5つの歴史文化の特徴を複層的、重層的に示している。

（2）重点区域の歴史文化を構成する歴史文化遺産

重点区域における指定等文化財は、国指定が6件、県指定が9件、市指定が28件、国登録が3件の合計46件となり、市全体の約70%となる。未指定の歴史文化遺産は、247件を数える。

（3）重点区域の歴史文化遺産の保存・活用の課題

歴史文化遺産を知ること、人材育成、歴史文化遺産の保存、観光・交流・情報発信・福祉分野・産業分野・歴史文化遺産の展示・公開などの歴史文化遺産活用に関わる諸課題が全市的課題と同様に確認される。

（4）重点区域の歴史文化遺産の保存・活用の取り組みの方向性

歴史文化遺産を「知る」こと、人づくり、歴史文化遺産の次世代への継承、歴史文化を活かしたまちづくり、そのための体制づくりの5つの基本方針のもと、重点的かつ効率的に事業を進める。

（5）重点区域の事業計画

基本方針に基づき、14の重点事業を進める。

3. 重点区域における事業計画の推進体制

明石市文化財保存活用協議会のなかに重点区域部会を設け、市民、文化財所有者、団体、専門家、行政が参画して、重点区域における事業や取り組みについて協議すると共に、協働して事業の推進を図るものとする。

第6章 重点区域における歴史文化遺産の保存・活用

1. 重点区域の設定

(1) 重点区域設定の考え方

本地域計画作成にあたって、文化庁指針（平成31（2019）年3月）では、「文化財が特定の地区に集中している場合に、その周辺環境を含め当該文化財（群）を核として、文化的な空間を創出するための計画区域」として「文化財保存活用区域」を設定することとしている。

本市では、指針に示された「文化財保存活用区域」を、歴史文化遺産の保存・活用を通じ、歴史文化を活かしたまちづくりを優先的・重点的に推進し、市域全体における取り組みを先導する区域と位置付け、「歴史文化遺産保存活用重点区域」（以下「重点区域」という）とする。

重点区域設定にあたっては、「指定等文化財が核となり、周辺に歴史文化遺産が集積していること」、「行政による重点的な施策が図られていること」、「市民等による歴史文化遺産保存・活用に関する活動が活発であること」などを基準に、「重点区域」として旧明石城下町を中心に設定する。

なお、重点区域は本地域計画で優先的、重点的に取り組みを推進する区域として設定しているが、東西に長い本市の特性を鑑み、本市各地域における代表的な歴史文化遺産を核とした周遊ルートの設定などによる東西地域交流を進める。重点区域から東西地域交流へつながる取り組みを進めることにより、本地域計画改訂時には、重点区域における取り組みの成果検証を踏まえ、市内の各地域における歴史文化遺産保存・活用の取り組みをより一層発展させることとする。

重点区域設定の考え方

①指定等文化財が核となり、周辺に歴史文化遺産が集積していること

- ・旧明石城下町には明石城巽櫓や織田家長屋門が核となり指定等文化財が46件、未指定の歴史文化遺産が339件と市内各地域の中で最も歴史文化遺産が集積している。

②行政による重点的な施策が図られていること

- ・埋蔵文化財発掘調査が進められていること、卯月邸、服部邸などが明石市景観形成重要建造物に指定されていること、景観計画の歴史ゾーンに含まれていること、貴重な美術工芸品などが重点区域内に立地する明石市立文化博物館で所蔵・展示されていることなど、行政による施策が重点的に進められている。

③市民等による歴史文化遺産保存活用活動が活発であること

- ・大蔵谷の獅子舞、大蔵谷の囃口流しや大蔵谷の牛乗りなどの保存会の活動、明石城や関連寺院などに観光ボランティアガイドが関わり、観光面からの歴史文化のまちづくりを進めていることなど、市民等による活動が活発である。

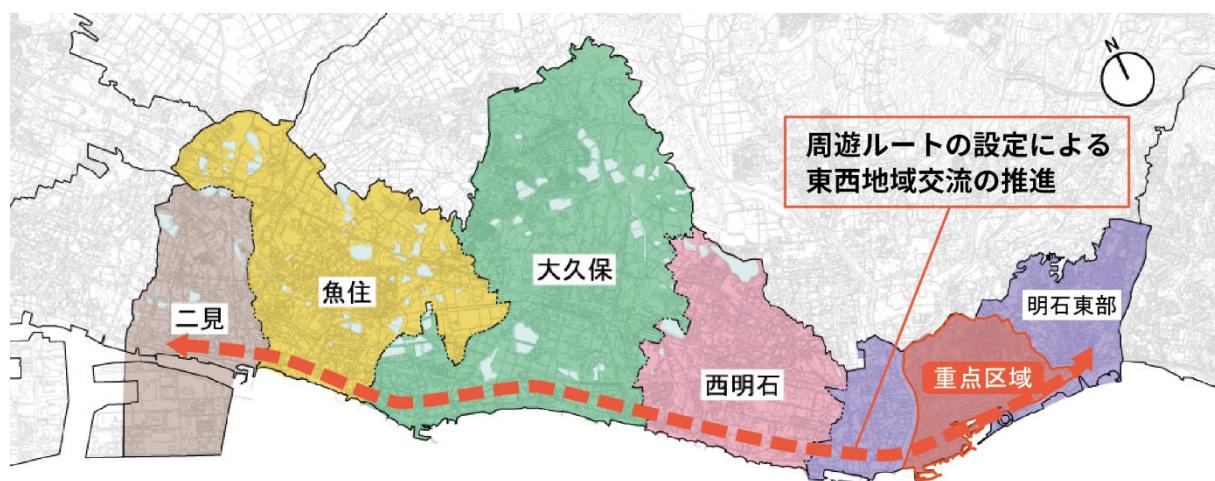


図6-1 重点区域から各地域への取り組み発展の方向性

(2) 重点区域の範囲

重点区域は、朝霧川以西、明石川以東、明石城以南の区域で、主として明石城下町の武家屋敷や足軽屋敷、町屋が確認された区域であり、下図に示す多様な歴史文化遺産が立地する。

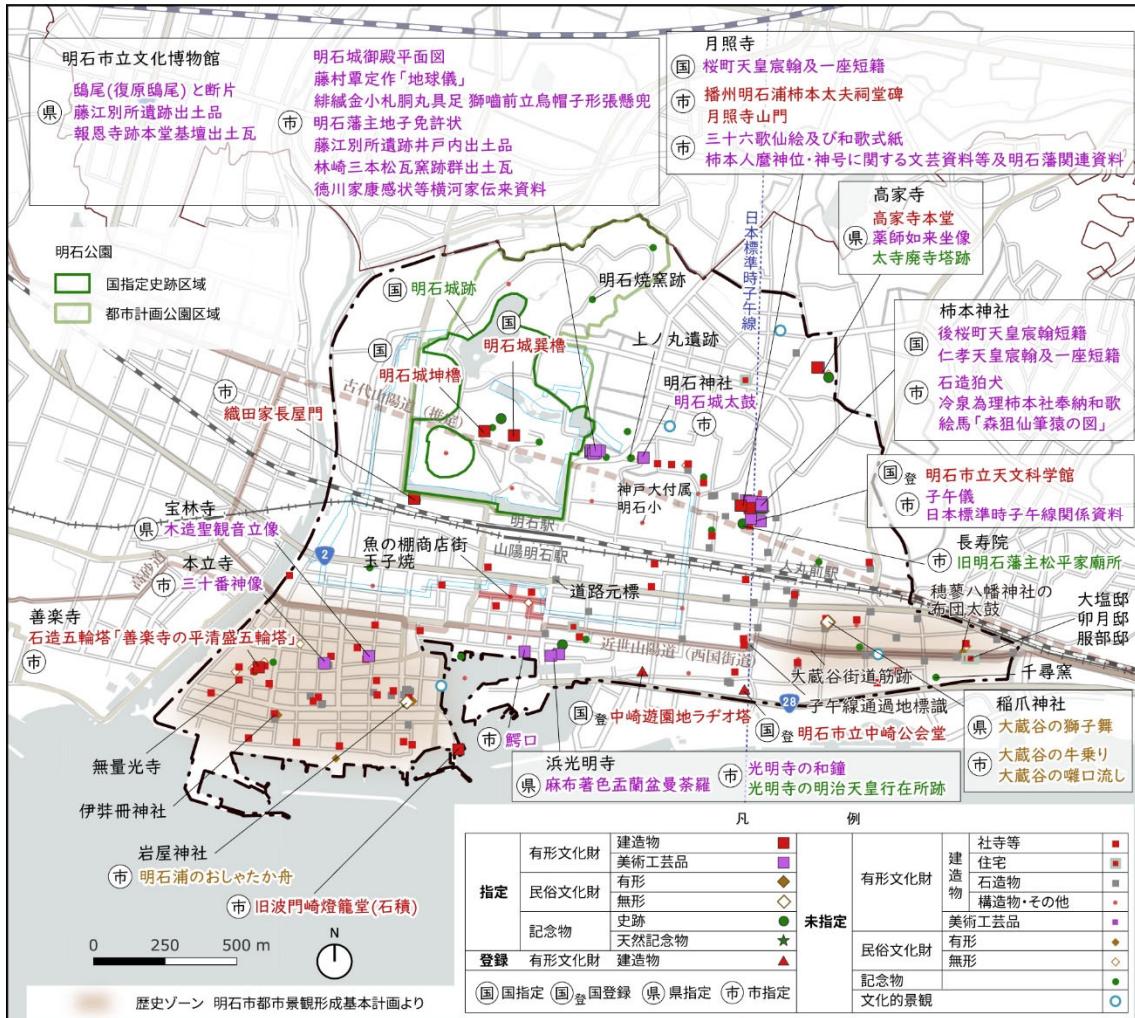


図 6-2 重点区域と区域内の歴史文化遺産

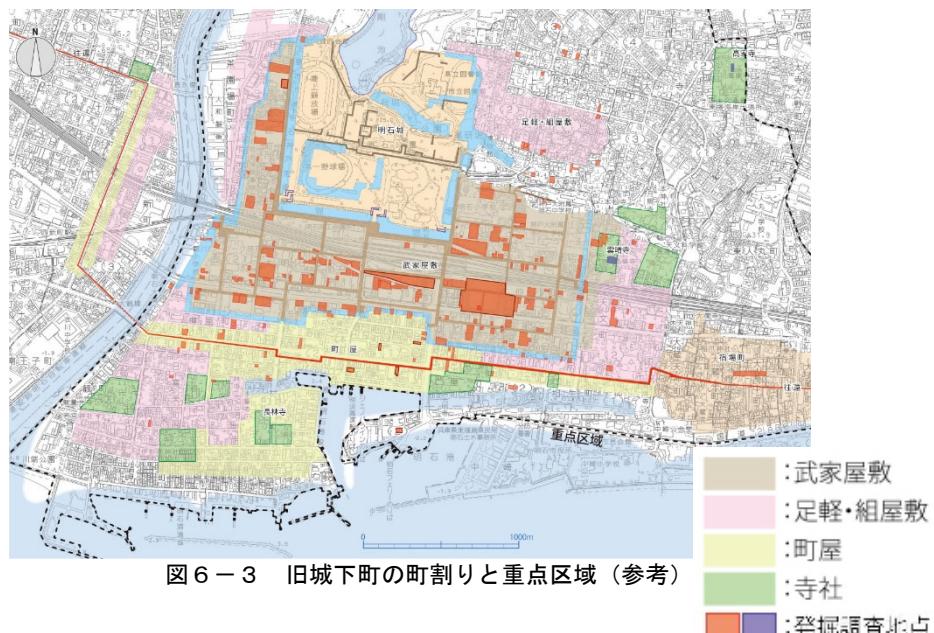


図 6-3 旧城下町の町割りと重点区域（参考）

2. 重点区域の保存活用計画

(1) 重点区域の歴史文化の特徴

重点区域は、本市のなかでも歴史文化遺産が集積する区域である。重点区域における歴史文化の特徴についてみると、古代から近世、近代を通じた本市の5つの歴史文化の特徴を複層的、重層的に示している区域であるといえる。

重点区域の歴史文化の特徴

「古代の足跡を語る歴史文化」：

弥生時代の集落跡である上ノ丸遺跡（現 上ノ丸弥生公園）や奈良時代の古代寺院である太寺廃寺塔跡（現 高家寺境内地）などから、重点区域では古くより人々が集住していた区域であったことを示しており、古代の足跡を語る歴史文化を感じることができる。

「播磨灘に面する地勢より育まれた生業の歴史文化」：

海に面し、平地からなだらかな丘陵に続く地勢に立地する重点区域には、市指定民俗文化財の「明石浦のおしゃたか舟」（岩屋神社での祈祷から、舟を明石港の海中へ放り投げ、江井島海岸付近まで「おしゃたか」と唱えながら海上渡御を行う）は漁業の、明石焼窯跡（現明石公園北部）や千尋窯跡（現 現大蔵町）などは窯業の歴史文化を語っており、それぞれが古代から近世、近代を通じた、生業の歴史文化を示している。

「海の道・陸の道の歴史文化」：

明石港や旧波門崎燈籠堂など海の道に係る歴史文化遺産や、陸の道である旧西国街道沿いの都市景観形成重要建造物である大塩邸・卯月邸・服部邸ならびに大蔵谷街道筋跡、県指定の大蔵谷の獅子舞などの無形民俗文化財が継承されているほか、柿本人麻呂に謳われた名所も残り、海の道・陸の道の歴史文化を今に伝えている。

「明石城下で花開いた歴史文化」：

国指定史跡である明石城跡を中心に、明石城 翼 檜などの重要文化財（建造物）、市指定建造物の月照寺山門や織田家長屋門、堀や道がつくりだす旧城下町の町割りや鍛冶屋町などの地名、織田家所有の史料などが現代まで継承されており、城下で花開いた歴史文化の風情を醸している。

「近代都市明石を牽引した歴史文化」：

国登録文化財建造物の明石市立天文科学館、中崎ラヂオ塔、明石市立中崎公会堂などの近代明石の文化を象徴する歴史文化遺産のみならず、江戸時代から続く「魚の町明石」を代表する魚の棚商店街が立地し、本市の食文化を示す「玉子焼」の店舗が集積するなど、近代明石を牽引した歴史文化の中心地域であったことがみてとれる。また、その拠点として明石市立文化博物館は、多くの歴史文化遺産を所蔵し、興味深い企画展示などの活動を続けている。

(2) 重点区域の歴史文化を構成する歴史文化遺産

①指定等文化財

重点区域における指定等文化財は、国指定が重要文化財（建造物）である明石城巽櫓をはじめとして6件、県指定が高家寺本堂をはじめとして9件、市指定が播州明石浦柿本大夫祠堂跡をはじめとして28件である。国登録文化財建造物が明石市立天文科学館をはじめとして3件を含み、指定・登録の合計46件であり、市全体の指定・登録文化財の約70%となる。指定・登録では、建造物が11件と最も多くなっている。

表6－1 重点区域における指定等文化財（1/2）

種別		名称	所在地	所有者	備考
国	建造物	明石城巽櫓	明石公園1-27	兵庫県	1棟（三重三階櫓、本瓦葺）
国	建造物	明石城坤櫓	明石公園1-27	兵庫県	1棟（三重三階本瓦葺）附板札1枚、元文22年5月吉日の記がある
国	書跡	後桜町天皇宸翰短籍	人丸町1-26	柿本神社	45葉
国	書跡	仁孝天皇宸翰及一座短籍（49葉）	人丸町1-26	柿本神社	京都国立博物館
国	書跡	桜町天皇宸翰及一座短籍	人丸町1-29	月照寺	寄託
国	史跡	明石城跡	明石公園	兵庫県	273,771.50m ²
県	建造物	高家寺本堂	太寺10-35	高家寺	1棟
県	絵画	麻布著色孟蘭盆曼荼羅	鍛治屋町5-20	浜光明寺	1幅
県	彫刻	木造聖観音立像	材木町14-5	宝林寺	1軀
県	彫刻	薬師如来坐像	太寺10-35	高家寺	1軀
県	考古資料	鷦尾と断片	上ノ丸2-13-1	明石市	2基
県	考古資料	藤江別所遺跡出土品	上ノ丸2-13-1	明石市	125点（土器113、銅鏡9、銅鍔1、車輪石1、勾玉1）
県	考古資料	報恩寺跡本堂基壇一括出土瓦	上ノ丸2-13-1	明石市	
県	無形民俗文化財	大蔵谷の獅子舞	大蔵本町6-10	大蔵谷獅子舞保存会	
県	史跡	太寺廃寺塔跡	太寺10-35	高家寺	約130m ²
市	建造物	播州明石浦柿本大夫祠堂跡	人丸町1-26	柿本神社	
市	建造物	月照寺山門	人丸町1-29	月照寺	
市	建造物	織田家長屋門及び付属塀	大明石町2	織田家	
市	建造物	石造五輪塔「善楽寺の平清盛五輪塔」	大觀町11-8	善楽寺	
市	建造物	旧波門崎燈籠堂（石積）	港町2-9地先	明石市	1基
市	絵画	絵馬「森狙仙筆猿の図」	人丸町1-26	柿本神社	京都国立博物館寄託
市	絵画	三十番神像	日富美町6-8	本立寺	
市	彫刻	石造狛犬	人丸町1-26	柿本神社	
市	工芸品	光明寺の和鐘	鍛治屋町5-20	光明寺	
市	工芸品	明石城太鼓	上ノ丸1-20-7	明石神社	
市	工芸品	明石城御殿平面図	上ノ丸2-13-1	明石市	
市	工芸品	藤村覃定作「地球儀」	上ノ丸2-13-1	明石市	
市	工芸品	鰐口	本町1-16-7	柴屋町地蔵講中	
市	工芸品	緋絨金小札胴丸具足 獅噛前立烏帽子形張懸兜	上ノ丸2-13-1	明石市	

表6－1 重点区域における指定等文化財（1/2）

種別		名称	所在地	所有者	備考
市	書跡	三十六歌仙絵及び和歌式紙	人丸町1-29	月照寺	明石市立文化博物館寄託
市	書跡	柿本人麿神位・神号に関する文芸資料等及明石藩関連資料	人丸町1-29	月照寺	
市	書跡	冷泉為理柿本社奉納和歌	人丸町1-26	柿本神社	
市	古文書	明石藩地子免許状	上ノ丸2-13-1	明石市	
市	考古資料	藤江別所遺跡井戸内出土品	上ノ丸2-13-1	明石市	
市	考古資料	林崎三本松瓦窯跡群出土瓦	上ノ丸2-13-1	明石市	
市	歴史資料	子午儀	人丸町2-6	明石市	
市	歴史資料	日本標準時子午線関係資料	人丸町2-6他	明石市	
市	歴史資料	徳川家康感状等横河家伝来資料	上ノ丸2-13-1	明石市	
市	無形民俗	大蔵谷の囃口流し	大蔵本町6-10	大蔵谷民俗芸能保存会	
市	無形民俗	大蔵谷の牛乗り	大蔵本町6-10	大蔵谷民俗芸能保存会	
市	無形民俗	明石浦のおしゃたか舟	材木町8-10	おしゃたか舟保存会	
市	史跡	旧明石藩主松平家廟所	人丸町2-26	長寿院	
市	史跡	光明寺の明治天皇行在所跡	鍛冶屋町5-20	浜光明寺	
国登録	建造物	明石市立天文科学館	人丸町2-6他	明石市	1棟
国登録	建造物	明石市立中崎公会堂	相生町1-9-16	明石市	1棟
国登録	建造物	中崎ラヂオ塔	相生町1-119-5	明石市	1棟

②未指定の歴史文化遺産

重点区域における未指定の歴史文化遺産は、247件に及ぶ。（未指定の歴史文化遺産一覧は参考資料2参照）

このうち有形文化財の建造物が159件と最も多く、西林寺（大蔵町）や大蔵院（大蔵本町）などの寺や岩屋神社（材木町）などの神社、大塩邸や卯月邸（大蔵八幡町）などの住宅、標準時子午線標識（相生町）や忠度塚（天文町）、道標（複数地区）などの石造物及び、魚の棚商店街や大衆演劇場「ほんまち三百館」なども含まれる。

このように、重点区域内には、本市の多様な歴史文化を知ることができる有形文化財が各所で継承されている。

一方、美術工芸品は40件を数え、月照寺（人丸町）所蔵の柿本人麻呂像など寺社が所有する彫刻が多い。

無形文化財は明石焼・朝霧焼が1件であるが、後継者の育成が必要とされる。

有形の民俗文化財は蛸壺（岬町）や穂蓼八幡神社の布団太鼓（大蔵八幡町）などが7件、無形の民俗文化財は玉子焼（重点区域一帯）などが13件、遺跡は上ノ丸貝塚（上ノ丸）などが17件、名勝地は柿本人麻呂に謳われた明石海峡の風景などが4件、動物・植物・地質鉱物は八つ房の梅（人丸町）などが2件、文化的景観は大蔵谷街道筋跡の文化的景観（大蔵八幡町）などが4件となり、今後は、これらの歴史文化遺産の保存・活用に向けた方策の検討が必要となる。

(3) 重点区域の歴史文化遺産の保存・活用の課題

①歴史文化遺産を「知る」ことに関する課題

- ・城下町の武家屋敷の調査が継続して必要となる。
- ・城下町に残る建造物や蔵などに残る史料などの調査が必要とされる。

②人材育成に関する課題

- ・重点区域は都市化による開発の進行などによって、町を歩いていても歴史の蓄積を感じることが難しい場所もある。このため、子どもをはじめ市民がわが町の歴史文化を身近に知ることにより、歴史文化遺産を継承する人づくりを進めるための方策の検討が必要とされる。

③保存に関する課題

- ・大蔵谷街道筋に残る神社や町屋の保存・活用を一層展開すると共に、重点区域の民俗文化財である穂蓼八幡神社の布団太鼓や大蔵谷の獅子舞などの保存・公開の措置を進めすることが必要である。
- ・明石市立文化博物館から明石城東ノ丸跡に至る箱堀跡、薬研堀跡などを含む東側区域の水質浄化や樹林整備などの環境整備が求められる。
- ・県指定史跡太寺廃寺塔跡は本市の古代の歴史文化を現す歴史文化遺産であり、その価値を広く発信するための方策の検討が必要とされる。
- ・鍛治屋町周辺は、明石城下の商家として数少ない建築物が残されているが、放置することによって毀損が憂慮されるため、適切な保存の措置が必要である。

④活用に関する課題

- ・明石城跡が立地する丘陵部と海岸部の歴史文化遺産を結ぶ「南北交流軸」は、明石城跡から魚の棚商店街を通り明石港まで続き、明石港周辺にはかつての景観をしのぶ魅力ある歴史文化遺産が多く立地している。このため、明石城と海岸部を結ぶ「南北交流軸」を内外に発信していくための仕掛けづくりが必要である。(全市的課題と共に)
- ・「南北交流軸」の海の起点である明石港周辺には、旧波門崎燈籠堂や鹿ノ瀬が立地する。明石港を起点に、近隣自治体に所在する淡路市の徳島藩松帆台場跡や江埼灯台、神戸市の明石藩舞子台場跡や和田岬砲台など海に面した本市における特徴を活用することができる海域のネットワークづくりが必要である。
- ・民間企業やNPOなどの団体による歴史文化遺産を活用した新たな事業展開や活動が求められており、これらの事業展開や活動への支援等が必要とされる。
- ・中崎公会堂は柿落こけらおとして夏目漱石が講演したという由緒ある建築物であるため、その魅力を一層活用した取り組みが必要とされる。
- ・「時のまち 明石」を代表する天文科学館を中心とした科学技術に関する情報発信を継続・展開することが必要とされる。
- ・明石市立文化博物館における歴史文化拠点としての機能の拡充が必要とされる。(全市的課題と共に)
- ・武家屋敷の遺構を残す織田家には貴重な史料が保管されているが、史料調査の上、建物とともに展示・公開等の活用が求められる。

⑤体制に関する課題

- ・行政、文化財所有者、校区まちづくり組織、ヘリテージマネージャーなどの専門家団体などと連携して、人づくり、歴史文化遺産の保存・活用をより一層進めていくことが必要とされる。(全市的課題と共に)

(4) 重点区域の歴史文化遺産の保存・活用の取り組みの方向性

重点区域における歴史文化遺産の保存・活用に向けて、明石市都市計画マスターplanの明石東部地区の地域づくり目標である「豊かな文化・レクリエーション資源に触れられる回遊性の高い都市づくり」や明石市景観計画の景観まちづくりの目標である「歴史をつなぐ景観形成」などと連携しながら、下記の目標ならびに基本方針にそって、取り組みを進めるものとする。

重点区域における取り組みの目標 歴史文化遺産を回遊できるまちづくり



基本方針1 歴史文化遺産を「知る」取り組みを持続的に進める

- ・重点区域の歴史文化遺産の価値を市民が知ることができるよう、武家屋敷の発掘調査をはじめとして建造物調査や史料調査などの各種調査を継続的に進める。

基本方針2 学校教育・生涯教育の場で歴史文化遺産を担う人づくりを進める

- ・重点区域の歴史の蓄積を感じ、わが町に愛着を持ち、ひいては、歴史文化遺産の保存・活用の担い手に育つよう、人づくりを進める。

基本方針3 歴史文化遺産を確実に次世代に継承する

- ・文化博物館から明石城跡へと続く箱堀跡、薬研堀跡などの環境整備をはじめ、明石城跡の保存への取り組みを県と協働して進める。
- ・重点区域の歴史文化を表す指定等文化財に関わる価値の情報発信ならびにその価値が明らかとなった未指定の歴史文化遺産の保存・公開を確実に進める。

基本方針4 歴史文化を活かした愛着のもてるまちづくりを推進する

- ・重点区域の歴史文化の魅力をまちづくりに活用するため、明石城跡から明石港周辺まで続く「南北交流軸」の構築、ならびに波門崎燈籠堂と明石海峡を望む近隣自治体の舞子台場跡、和田岬砲台、松帆台場跡、江崎灯台などを結ぶ海からのネットワークの構築の方策を検討する。
- ・民間活力による歴史文化遺産の活用に向けた新たな事業展開への支援方策を検討する。
- ・中崎公会堂や天文科学館、古民家などに残る史料などの一層の活用方策を展開することにより、愛着のもてるまちづくりを推進する。
- ・明石市立文化博物館の展示・収集・情報発信機能を開拓し、重点区域のみならず、市域全域の歴史文化の拠点としての機能を拡充する。(全市的取組で対応)

基本方針5 みんなで歴史文化のまちづくりを進める

- ・歴史文化遺産をみんなで保存・活用するため、市民、文化財所有者、専門家、団体、行政が参画する組織を構築する。

(5) 重点区域の措置

重点区域の歴史文化遺産の保存活用を進めるため、以下の事業を進める。

表 6-2 重点区域における措置

No.	事業名・事業内容	財源	主な取組主体	1年目 (令和4年度)	2年目 (令和5年度)	3年目 (令和6年度)	4・5年目 (令和7・8年度)	予定 (令和9・12年度)
基本方針 1 歴史文化遺産を「知る」取り組みを持続的に進める								
全市的取り組みと共通								
基本方針 2 学校教育・生涯教育の場で歴史文化遺産を担う人づくりを進める								
重 1	重点区域に関する副読本の作成 市史編さん事業の進捗と併せて重点区域の歴史文化を解説する副読本を作成し、学校教育の場で歴史文化遺産を担う次世代の人づくりを進める	国費 市費	明石市文化財部局 明石市学校教育部局		新規			
重 2	文化博物館における歴史文化に関わる講座の開催 文化博物館の企画展示と併せ、市史編さん成果や重点区域の歴史文化に関わる講座を継続的に開催し、市民が歴史文化の価値や魅力を知る機会を充実させることによって、歴史文化遺産の担い手育成につなげる	国費 県費 市費	明石市文化財部局 専門家		新規			
重 3	ボランティアガイド等と共に巡る町歩きの開催 市民が重点区域の歴史の蓄積を感じることができるように、ボランティアガイドや専門家と共に巡る街歩きを継続的に開催する	県費 市費	団体 専門家 明石市文化財部局		継続			
基本方針 3 歴史文化遺産を確実に次世代に継承する								
重 4	大蔵谷街道筋跡の建築物・民俗文化財の保存・公開 大蔵谷街道筋に残る伝統的な建築物や布団太鼓・獅子頭の保存・公開を進め、市民・行政と所有者の情報交換の場を構築する	国費 県費 市費	明石市文化財部局 明石市景観部局 市民(歴史文化遺産所有者)			新規		
重 5	明石城東ノ丸・薬研堀周辺の環境整備 文化博物館から明石城に至る箱根堀など周辺の樹林整備や解説板を設置し、文化博物館と明石城とのアクセスを向上させる	国費 県費	兵庫県公園部局 明石市公園部局 明石市文化財部局			新規		
重 6	VR を用いた太寺廃寺塔跡の復元 高家寺境内地に位置する太寺廃寺塔跡の価値を発信するため、VRなどを用いた塔の復元を検討する	国費 県費 市費	明石市文化財部局 市民(文化財所有者)				新規	
重 7	城下に残る建造物の保存 鍛冶屋町など旧城下町に残る商家などの建造物について、詳細調査を実施した上で、指定・登録等の保存の措置を進める	国費 県費 市費	明石市景観部局 明石市文化財部局 団体				新規	

表6-3 重点区域における措置

No.	事業名・事業内容	財源 ^{*1}	主な取組主体	1年目 (令和4年度)	2年目 (令和5年度)	3年目 (令和6年度)	4・5年目 (令和7・8年度)	予定 (令和9・12年度)
-----	----------	------------------	--------	----------------	----------------	----------------	--------------------	------------------

基本方針4 歴史文化を活かした愛着のもてるまちづくりを推進する

重8	町の歴史を知る銘板・サイン等の設置（下記コラム参照） 町の歴史を知る統一したデザインの銘板やサイン等を設置し、子どもたちをはじめ市民が歴史文化遺産を理解するための仕掛けづくりを進める	国費 市費	明石市文化財部局 明石市道路部局		新規			
重9	海からの史跡めぐり周遊ルートづくりの検討 周辺自治体と連携して、海から波門崎燈籠堂や台場跡などをめぐる周遊ルートづくりを検討し、新たな視点で歴史文化を活かしたまちづくりを推進する	国費 県費 市費	明石市観光部局 明石市港湾部局 明石市文化財部局 団体					新規
重10	明石歴史文化クリエイティブ事業の支援 歴史文化遺産を活用した民間団体の活動や事業を「明石歴史文化クリエイティブ事業」と名付け、活動支援の枠組を構築する	国費 県費 市費	明石市観光部局 明石市文化財部局 団体				新規	
重11	中崎公会堂の活用の推進 近代都市明石の文化を象徴する中崎公会堂の修理・修復・保存・活用方策を検討の上、一層の活用を推進する	国費 県費 市費	明石市文化財部局 明石市観光部局 団体 専門家・市民				新規	
重12	織田家史料の展示・公開 織田家に残る貴重な歴史史料を把握・整理した上で、広く市民や来訪者に展示・公開する施設を整備する	国費 市費	明石市文化財部局					新規
重13	科学技術に関する情報発信 明石市立天文科学館を中心に、手話付のオンライン配信なども含め、すべての人にやさしい時のまち明石や科学技術などに関する歴史文化の情報発信を進める	国費 市費	明石市立天文科学館 明石市観光部局 団体	拡充				

基本方針5 みんなで歴史文化のまちづくりを進める

重14	明石市文化財保存活用協議会重点区域部会の組織化 協議会に重点区域部会を設け、市民、文化財所有者、団体、専門家、行政各課や図書館などが協働して歴史文化遺産の保存・活用のための体制を構築する	市費	明石市文化財部局 市民、団体、専門家 明石市観光部局等関連部局	新規				
-----	--	----	---------------------------------------	----	--	--	--	--

コラム：ブルー・プラーク制度

イギリスで始まった制度で、歴史的な建造物等に銘板を設置し、その歴史継承を目的とした事業。国内では、長野県軽井沢町で歴史的な建造物などを継承・保存すること、ならびに避暑地文化を発信することを目的として、「軽井沢ブルー・プラーク制度」を平成28年度より開始。同制度は歴史文化遺産の保存のみならず、ブループラーク巡りなど観光ツールとしても機能し、地域経済の活性化に寄与している。本市においても伝統建築物や町名などを示すサインなどを統一したデザインで配置することを想定する。

ブループラーク
(軽井沢町)



図 6－4 重点区域の措置



図 6－4 重点区域の措置

3. 重点区域における事業計画の進捗管理と推進体制

重点区域における事業計画の進捗管理は、全市を対象とした事業と同様、各事業の数値目標としてのKPI（重要業績評価指標）※1を下表のとおり設定する。なお、KPIの目標年次は、（仮称）あかしSDGs推進計画の計画期間の前期4年間（令和4～7（2022～2025）年）に対応させながら、令和7（2025）年度と設定するが、令和6（2024）年度時点で進捗状況の点検と効果検証を行った上で、以降の事業計画見直し並びに具体化を行う。

※1：KPI（重要業績評価指標）は、目標達成へのプロセスの進捗状況を定量的に把握・点検するための指標。

表6-4 重点区域における施策展開に向けたKPI（重要業績評価指標）

方針	措置	指標	目標値（2025年度）
方針2	（重1）重点区域に関する副読本の作成	副読本の作成	期間中作成
	（重2）文化博物館における歴史文化に関する講座の開催	講座の開催	年1回
	（重3）ボランティアガイド等と共に巡る町歩きの開催	町歩きの開催	年1回
方針3	（重4）大蔵谷街道筋の建築物・民俗文化財の保存・公開	公開件数	期間中2件
方針4	（重8）町の歴史を知る銘板・サイン等の設置	設置数	年3件
	（重13）科学技術に関する情報発信	情報発信数	年1回
方針5	（重14）明石市文化財保存活用協議会重点区域部会の組織化	部会の開催	年1回

明石市文化財保存活用協議会のなかに重点区域部会を設け、市民、文化財所有者（歴史文化遺産所有者）、団体、専門家、行政各課ならびに図書館等が参画して、重点区域における事業や取り組みについて協議すると共に、協働して事業の推進を図るものとする。

明石市文化財保存活用協議会

- ・主として市全域の取り組みの推進や事業の進捗等に関して各主体が協議するための組織
- ・重点区域部会における事業等の推進に助言することも含む

重点区域部会

市民、文化財所有者、団体、専門家、行政が参画し、主として重点区域における事業や取り組みについて協議し、協働して事業の推進を図る

図6-5 重点区域部会の構成

第7章

歴史文化遺産の防災・防犯

1. 歴史文化遺産の防災・防犯に関する現状と課題

(1) 歴史文化遺産の防災・防犯に関する現状

兵庫県南部地震の記憶の継承のため、ホームページに「引き継ぐ震災の記憶」を掲載するほか、兵庫県南部地震を教訓として防災センターが開館、市民の防災学習の拠点となっている他、校区まちづくり組織では防災・防犯に関する取り組みを進めている。

文化財の防災・防犯に関しては、毎年、市民生活局文化・スポーツ室、消防局予防課、都市総務課が主催して「文化財防災・防犯パトロール」を実施するほか、「文化財防火デー」には消防局などで防火訓練を実施している。

(2) 歴史文化遺産の防災・防犯に関する課題

地域防災計画に文化財の防災に対する条項が盛り込まれていないこと、文化財パトロールの推進、地域における防犯の取り組みが課題となっている。

2. 歴史文化遺産の防災・防犯に対する方針

①上位計画における文化財防災の位置づけ、②歴史文化遺産防災・防犯対応マニュアル作成、③歴史文化遺産パトロールの推進、④文化財防災・防犯への支援の4点を方針とする。

3. 歴史文化遺産の防災・防犯に関する措置

貴重な歴史文化遺産を災害などから守るため、文化財防災・防犯対応マニュアル作成、文化財パトロールや防災設備設置の支援などの仕組みづくりを進める。

4. 歴史文化遺産の防災・防犯の体制整備の方針と推進体制

(1) 災害・防犯予防体制の整備の方針と推進体制

平時から、自然災害や盗難などの予防のため、文化財所有者、行政、市民、団体など各主体に応じた対策を講じる。

(2) 災害応急対策の体制整備の方針と推進体制

災害が発生した場合、国や兵庫県の協力を得て、各主体が適切な応急対策を進める。

(3) 災害復旧・復興の体制整備の方針と推進体制

大規模な災害からの復旧・復興に向けて、国や兵庫県の協力を得て、各主体に応じて対策を進める。

第7章 歴史文化遺産の防災・防犯

1. 歴史文化遺産の防災・防犯に関する現状と課題

(1) 歴史文化遺産の防災・防犯に関する現状

本市では、兵庫県南部地震の発生によって、人的被害、住宅被害など未曾有の大被害を受けた。当時の市内の様子や震災から得た教訓などを後世に引き継ぐために、明石公園の石垣や天文台の内部の被災状況のほか、市内各地の被災状況の写真を「引き継ぐ震災の記憶」として、ホームページで掲載している。また、震災後20年を経た平成27（2015）年1月17日には、明石公園や大蔵海岸、明石市立天文科学館ほか被災地や震災にまつわるモニュメントなどを巡る「メモリアルウォーク」を実施した。

このほか、兵庫県南部地震を教訓として、平成15（2003）年には防災センターが開館し、市民への防災学習の拠点として「見て」、「聴いて」、「触れる」ことをコンセプトに来館者を迎えていている。

災害への備えは、地震、火災などを経験してはじめて気づくことがあるため、防災センターでは、リアルに災害を体験できる施設を整備している。

この各種体験施設を通して防災に関する知識、技術を学び、市民一人ひとりが防災意識を高めるとともに、総合的な自主防災力の向上を図ることを目的としている。

さらに、市民による応急手当の習得は、災害時における自主救護能力の向上につながるため、市民救命講習を実施、心肺蘇生法（AEDを含む）の普及啓発に努めている。

一方、寺社を対象としたアンケート調査では、美術工芸品の盗難や火災などへの対応として、非公開とせざるを得ないこと、公開するためには、ガラスケースや木箱などの設置を望んでいるが費用が確保できないことなどがあげられている。

一方、市内各校区では、校区まちづくり組織を中心に「校区防災フェスタ」などが年に1回程度開催されており、校区住民が消火法などを学んでいる。また、校区まちづくり組織では、自主防災対策本部を置き、年に数回の防災訓練の実施や、防災倉庫を設置して、備蓄品の拡充を進めている。こうした活動を支援するため、本市では原則、小学校単位で結成された組織に、自主防災組織支援補助金を交付している。

このほか、本市では、平成29（2017）年度に魚住まちづくり協議会との協働で実施した防災訓練の記録映像をもとに、地域での防災活動の検討や防災訓練を実施する際の参考として活用するためのDVDを作成し、28小学校区の自主防災組織に提供すること、自治会などおおむね10人以上の団体を対象に防災に関する出前講座を実施するなど、さらなる地域防災力の向上を図る取り組みを進めている。



防災出前講座の様子
(総合安全対策室)

一方、国の文化財の保存に関わる分野では、昭和24（1949）年1月26日の法隆寺金堂壁画の焼損をきっかけに、文化庁及び消防庁が毎年1月26日を「文化財防火デー」と定め、この日を中心として全国的に文化財防火運動を展開している。

また、首里城の火災による建造物消失などの事態を受けて、国では、令和元（2019）年12月23日、文部科学大臣決定による「世界遺産・国宝等における防火対策5ヵ年計画」を策定し、令和

2～6年度（2020～2024）までの5か年間を計画期間として、防火設備や警報設備の整備などのハード面、防災計画の策定や設備の定期点検などのソフト面の両面から重点整備を進めることとしている。

本市においても、毎年、重要文化財建造物と明石市都市景観形成建築物も併せて、文化財担当所管部署である文化・スポーツ室と消防局予防課、都市総務課が主催で、明石警察署と関西電力株式会社などの協力を得て、「文化財防災・防犯パトロール」を実施している。令和3（2021）年は市内の文化財などを保有する柿本神社や茨木酒造などの建物21か所を対象に防火パトロールを実施した。



文化財防災・防犯パトロールの様子（令和2年：上段、令和3年：下段）

さらに、「文化財防火デー」の取り組みとしては、毎年、消防局、消防署、消防団、文化財所有者や管理者が合同で文化財消防訓練を実施している。令和3（2021）年は、1月26日（月）午前10時から午前10時30分まで、市内魚住町の住吉神社で、消防局・消防署など約24名が参加して、防火訓練を実施した。

訓練では、市指定文化財の楼門付近から、たばこの吸い殻の火が付近の枯草に燃え移ったとの想定のもと、訓練を実施した。



文化財防火デーの訓練の様子
(令和3年)

(2) 歴史文化遺産の防災・防犯に関する課題

- ・本市では、平成7（1995）年の兵庫県南部地震によって、明石城跡の櫓や石垣をはじめ、多くの被害を受けた。
- ・明石市地域防災計画は令和2（2020）年度に修正されているが、文化財の防災に対する条項が盛り込まれていないため、今後、閣議決定された第3次「文化芸術の振興に関する基本的な方針」のひとつである「有形の文化財についての日常的な維持管理・適時適切な修理、防火・耐震・防犯の計画的かつ継続的な実施」にそって、防災対策に対する基本的な考え方を盛り込み、大規模災害への対応を図ることが求められる。
- ・歴史文化遺産の防災・防犯を確実に進めるためのマニュアル等の作成が必要とされる。
- ・防災に関する取り組みとしては、文化財パトロールが年に1回開催されているが、指定文化財も含めた歴史文化遺産の防災を推進するため、行政、文化財所有者、市民などの連携による取り組みの推進が課題となる。
- ・防犯に関する取り組みは、指定文化財、未指定の歴史文化遺産も共に、文化財所有者が担っているが、無住の神社の美術工芸品や石造物など、地域における歴史文化遺産の防犯の取り組みの推進が必要とされる。

2. 歴史文化遺産の防災・防犯に対する方針

本市における歴史文化遺産の継承のため、以下に示す4点を防災・防犯に対する方針とする。

歴史文化遺産の防災・防犯に対する方針

①上位計画における文化財防災の位置づけ

本市では、地域防災計画に文化財防災の条項が盛り込まれていない。阪神淡路大震災を経験した自治体として、歴史文化遺産を災害から守るために、地域防災計画に歴史文化遺産に関する防災条項を追記する。

②歴史文化遺産防災・防犯対応マニュアル作成の検討

本市の指定等文化財を含め、歴史文化遺産の防災・防犯に対応するため、国、県の防災・防犯に関するこれまでの活動及び計画を踏まえ、市においても防災・防犯への対応が可能となるよう、市民向け、文化財所有者向けの「歴史文化遺産防災・防犯対応マニュアル」の作成を検討する。

③防火訓練ならびに歴史文化遺産パトロールの推進

歴史文化遺産の防災・防犯に対する対応策としては、平時の取り組みが重要である。このため、校区まちづくり組織を中心に文化財所有者や行政、市民が協働して、歴史文化遺産の防災・防犯を目的とした防火訓練の実施ならびに文化財パトロールを拡充する。

④文化財防災・防犯への支援

指定等文化財を中心として、文化財の防災・防犯の取り組みを推進するため、文化財所有者等が設置する防災設備への支援を行う。

3. 歴史文化遺産の防災・防犯に関する措置

貴重な歴史文化遺産を災害などから守るため、文化財パトロールや防災設備設置支援などの仕組みづくりを進める。

表 7-1 歴史文化遺産を災害などから守る仕組みづくりのための措置

No.	事業名・事業内容	財源※1	主な取組主体	1年目 (令和4年度)	2年目 (令和5年度)	3年目 (令和6年度)	4年目 (令和7年度)	予定 (令和8～9年目) 12年度
45	地域防災計画への歴史文化遺産防災条項の追記 阪神淡路大震災を継承するため、明石市地域防災計画に、歴史文化遺産に関する防災条項を追記し、文化財防災への対応を図る	市費	明石市防災部局	新規				
46	防火訓練の実施 これまで進めてきた文化財防火データの取り組みを継続するだけでなく、地域単位で訓練を実施する	市費	明石市文化財部局 明石市防災部局	継続				
47	歴史文化遺産防災・防犯対応マニュアル作成の検討 市民ならびに文化財所有者向けの防災・防犯対応マニュアルの作成を検討する	県費 市費	明石市文化財部局 明石市防災部局			新規		
48	文化財パトロールの拡充 これまで進めてきた文化財パトロールの継続と共に、地域単位で市民による文化財パトロールを進めること	市費	明石市防災部局 明石市文化財部局 明石市都市計画部局			新規		
49	防災設備の設置への支援 歴史文化遺産を災害や火災から守るために、文化財所有者等が設置する防災設備への支援を行う	国費 県費 団体費	明石市文化財部局 団体			新規		

※番号は6章の取り組みからの連番としている

※1：国費とは、文化財に関わる補助金、地方創生推進交付金などとする。

県費とは、文化財保存整備費補助金、ひょうご創生交付金、兵庫県景観形成支援事業に基づく各種助成などとする。

以下の表についても同様とする。

※2：主な取組主体のうち、団体とは校区まちづくり組織、NPO法人、市民活動団体のほか、観光協会、企業等を指す。
以下の表についても同様とする。

4. 歴史文化遺産の防災・防犯に関する推進体制

歴史文化遺産の保存・活用にあたっては、市民や文化財所有者などと連携しながら、防災・防犯の措置をとることが必要となる。

文化庁では、『国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン』を作成し、国宝・重要文化財（建造物）や史跡等に所在する建造物の所有者などが総合的な防火対策を検討・実施することができるよう、消防庁、国土交通省と連携協力のもと、各文化財などの特性ごとに、想定される火災リスク、防火についての基本的な考え方、必要な点検事項と手順、対応策などをまとめている。

さらに、国では、国立文化財機構のなかに文化財防災センターを発足させて、歴史文化遺産の防災・防犯への体制整備を進めている。また、兵庫県では『文化財災害対応マニュアル』を作成し、災害等の危機発生時に、速やかに文化財の保護措置が図られるよう、文化財担当職員がとる行動を明らかにしている。

このため、歴史文化遺産の保存を目的として、「災害予防」、「災害応急対応」、「災害復旧・復興」の3つの視点からの取り組みを推進し、防災体制の強化を図る。

(1) 災害予防・防犯の体制整備の方針と推進体制

平時から、自然災害や盗難などの予防のため、文化財防災・防犯対策をとりまとめる予定の『文化財災害対応マニュアル』にそって、各主体に応じた対策を講じる。

○文化財所有者

- ・指定等文化財に関して、災害や盗難などからの被害を最小限にできるよう、自動火災報知機や消火器具やスプリンクラーなどの消防設備の設置、建物内部の防炎対策、防犯カメラなどの設置を進めると共に、今後、作成が予定される『文化財災害対応マニュアル』などにそつて対策を講じる。
- ・地震対策の第一歩として、建造物等所有者自らが指針に基づく耐震診断の受診をしたうえで、安心して活用できるよう建造物の耐震化対策などを行う。

○行政

- ・歴史文化遺産の防災を効率的かつ効果的に進めるために、明石市歴史文化遺産データベースを更新するなど、発災前の準備体制の構築を進める。
- ・大規模災害・火災などによる文書や美術工芸品などの消失、滅失に備え、その価値を保存するため、明石市文化財部局などが中心となって資料のデジタル化を継続して実施するなど、歴史文化遺産の記録保存を進める。
- ・指定等文化財への消防設備設置への支援、建造物耐震化に向けた支援を文化財部局を中心となって行う。
- ・文化財防火デーなどにおいて歴史文化遺産を対象とした防火訓練を防災部局が中心となって継続的に実施し、所有者・管理者などの防災意識の高揚を図る。
- ・明石市防災部局が中心になって、市民などからの消防機関への迅速な通報や防災設備の適切な使用、観光客などの避難誘導などの知識・技能の習得に努める。
- ・明石市防災部局が中心となって、防火訓練には市民の積極的な参加を促し、地区ぐるみで迅速かつ適切な対応を図ることができる体制づくりを進める。
- ・明石市文化財部局が中心になって、これまで把握してきた市内の歴史文化遺産について、校区まちづくり組織、自主防災組織などへの情報提供を行い、歴史文化遺産の存在を認識してもらう取り組みを進める。
- ・明石市立文化博物館など、被災時に応急的な歴史文化遺産の保全拠点となりうる施設について、事前に役割分担などの調整を進める。

○市民

- ・本市が健康増進の観点から設定する「ウォーキング」、「ランニング」、「サイクリング」のコースに歴史文化遺産を組み入れ、歴史文化遺産に日ごろから親しみ、異変があれば行政に通報するなど、文化財防災・防犯モニター活動への参加に努める。また、市内の小中学生、高校生などは防災・防犯に関わる取組に参加し、歴史文化遺産に关心を持つよう努める。

○団体

- ・校区まちづくり組織が中心となって、これまでの防災・減災の知恵や技術について調査など

を進め、校区の歴史文化遺産に対する防災意識の高揚を図る。

- ・校区まちづくり組織が中心となって、明石市ハザードマップをもとに、土砂災害警戒区域や浸水想定区域などの防災情報と歴史文化遺産の分布を重ね合わせ、災害危険度の高い歴史文化遺産を再確認して対策の検討を進める。

(2) 災害応急対策の体制整備の方針と推進体制

不幸にして災害が発生した場合、各主体が応急対策を進める。

○文化財所有者

- ・災害によって指定等文化財などが被災した場合、速やかに文化財部局に被害の状況を報告し、必要な手段を講じる。

○行政

- ・国や兵庫県の協力を得て、被災した歴史文化遺産情報を迅速に収集し、市の文化財部局が中心となって、ヘリテージマネージャーなどの専門家との連携体制を整え、可能な限り歴史文化遺産の価値を損なわないよう、応急対策を講じる。
- ・市全域が被災するような大規模災害の場合、外部支援（文化財レスキュー・文化財ドクターの派遣）を要請する。

○市民

- ・日常の文化財防災・防犯モニター活動を通じた情報を行政やヘリテージマネージャーなどの専門家に伝え、迅速かつ適切な応急対策の実施につながるよう、行動する。

○団体

- ・校区まちづくり組織などを単位として被災時の迅速な応急対策を講じる。

(3) 災害復旧・復興の体制整備の方針と推進体制

大規模な災害からの復旧・復興に向けて、各主体に応じて対策を進める。

○文化財所有者

- ・文化財が被災した場合には、市の協力を得て、速やかに復旧・復興を進めることを検討する。

○行政

- ・国や兵庫県の協力を得て、各種補助を活用して速やかに復旧・復興を進めることを検討する。
- ・復旧・復興に伴う埋蔵文化財発掘調査は、国、兵庫県の協力を得て調査の実施を検討する。
- ・防災・減災の知恵や技術についての情報を整理・更新し、次の世代へと受け継ぐ。

○市民

- ・自らが被災しなかった場合には、被災地域の歴史文化遺産の復旧や復興に向けた取り組みに参加することを検討する。

○団体

- ・歴史文化遺産の復旧・復興の指針となる情報や発災前に記録化した歴史文化遺産に関する情報や記憶を、災害復興・復旧の際の参考資料として提供する。
- ・古文書の復旧・写真など個人資料の復元を速やかに実施することを検討する。
- ・復興まちづくり推進や地域コミュニティ再結成に歴史文化遺産の活用の取り組みに協力する。

第8章

歴史文化遺産の保存・活用の推進体制

1. 体制整備の方針

①文化財保護主管部署と府内各部署ならびに関係機関や兵庫県、その他の団体の連携体制を整備する、②歴史文化遺産の保存・活用の推進に向けた市民との協働体制を整備する、の2点を方針とする。

2. 明石市の体制

文化財保護主管部署である市民生活局文化・スポーツ室ならびに府内各部署、市内の関係機関、文化財所有者をはじめとした団体、兵庫県教育委員会などで構成される協議会を組織する。

3. 市民との協働体制

各主体がそれぞれの役割を認識して歴史文化遺産の保存・活用に取り組むとともに、市民や文化財所有者などによる取り組みをより一層効果的に推進するために、行政は必要な支援を進める。

4. 歴史文化遺産の保存・活用推進のための総合的な体制

歴史文化遺産の保存・活用の主管部署である生活・スポーツ室を中心に、把握調査、保存・活用に関する各種取り組み、歴史文化遺産の防犯・防災に関する取り組みを総合的に進めていくため、府内各部署、市民、団体、専門家などが協働する体制を構築する。

第8章 歴史文化遺産の保存・活用の推進体制

1. 体制整備の方針

本市における歴史文化遺産の保存・活用を推進するため、次に示す方針で体制整備を図る。

歴史文化遺産の保存・活用の推進に係る体制整備の方針

- ①明石市文化財保存・活用主管部署と庁内各部署ならびに関係機関や兵庫県、その他の団体が連携して、歴史文化遺産の保存・活用を推進する体制を整備する。
- ②歴史文化遺産の保存・活用の推進に向けた市民との協働体制を整備する。

2. 明石市の体制

文化財保存・活用主管部署である明石市市民生活局文化・スポーツ室ならびに庁内各部署、市内の関係機関がそれぞれの役割を進める。今後、歴史文化遺産の保存・活用推進のために、文化財部局の体制強化について検討すると共に、本市各部署および関係機関、校区まちづくり組織、文化財所有者、兵庫県教育委員会などで構成される文化財保護法第183条9項に定める法定協議会を表8-2のとおり組織する。また、計画の進捗を適宜、文化財保護審議会に報告する。

表8-1 歴史文化遺産の保存・活用に関する各主体の役割

明石市	
①明石市市民生活局文化・スポーツ室歴史文化財係（文化財保存・活用主管部署）	職員数等：職員19名（うち文化財の専門職員5名） 業務内容：文化財に関すること。
②明石市政策局シティセールス推進室シティセールス課	業務内容：「食」、「海」、「歴史」、「時」などに関する市の魅力や施策の発信等に関すること。
③明石市都市局都市整備室都市総務課	業務内容：まちづくり活動、景観等に関すること。
④明石市教育委員会学校教育課	業務内容：学校教育活動の指導及び助言、教職員の研修等に関すること。
⑤その他各課	必要に応じて事業連携を行う。
明石市関係機関	
①明石商工会議所	業務内容：商工業に関する各種調査研究、情報収集・提供・商工技能育成、研修事業、各種企業相談等。
②一般社団法人明石観光協会	業務内容：観光に関する情報提供、情報発信、「あかし案内所」の運営等。
明石市文化財保護審議会	

表8-2 明石市文化財保存活用協議会の構成

区分	構成員
明石市	市民生活局文化・スポーツ室～文化財保存・活用主管部署～
	政策局シティセールス推進室シティセールス課
	都市局都市整備室都市総務課
	教育委員会学校教育課
関係機関	明石商工会議所
	一般社団法人明石観光協会
専門家	大学等に所属する研究者
指導委員等	当面は指定しない
その他	校区まちづくり組織の代表
	文化財所有者
県関係機関	兵庫県教育委員会

3. 各団体との連携

本市の歴史文化遺産の保存・活用の推進に向けて、下記に示す各団体との連携を推進する。

表8-3 歴史文化遺産の保存・活用に向けて連携する団体等の構成

団体等
①各文化財保存会 連携内容：指定文化財ならびに未指定の歴史文化遺産の保存・活用に関する事項。
②校区まちづくり組織（28組織）ならびにコミュニティ創造協会 連携内容：市内各地区の歴史文化遺産の保存・活用等に関する事項。
③ひょうごヘリテージ機構H20： 連携内容：歴史文化遺産の調査・研究・情報発信に関する事項。
④兵庫県みどりのヘリテージマネージャー会 連携内容：巨樹・巨木などの天然記念物の保全・活用に関する事項。
⑤兵庫県名勝部門ヘリテージマネージャー連絡会 連携内容：県内の歴史的な庭園などの保存・活用に関する事項。
⑥歴史資料ネットワーク 連携内容：歴史資料保全のための諸活動に関する事項。
⑦兵庫県建築士会 連携内容：建築文化の進展並びに市内の建築物の調査・修復等に関する事項。等
兵庫県及び県関係機関
①兵庫県教育委員会文化財課 連携内容：文化財保存調査、文化財の普及と活用、文化財の保存と整備、埋蔵文化財に関する行政手続き等、地域計画の実現に向けた指導・助言等。
②兵庫県立考古博物館 連携内容：県内の遺跡及び考古資料の調査研究及び成果の活用等。
③兵庫県立歴史博物館 ひょうご歴史研究室 連携内容：県内の郷土の歴史学習、教育、学術の発展、地域史研究及び成果の普及・活用等。
④兵庫県地域創生局地域振興グループ 連携内容：県内の歴史文化遺産の掘り起こし、情報発信等。
⑤兵庫県まちづくり局公園緑地課 連携内容：明石城跡の保存・活用等。等
大学・研究機関等
①神戸学院大学人文学部等大学研究機関 連携内容：祭礼・行事等に係る調査等。
②明石工業高等専門学校等市内の高等教育機関 連携内容：近代和風、近代化遺産等建築物調査の実施等。等
国等の機関
①文化庁 連携内容：文化財の保存及び活用に関する総合政策等。
②国立文化財機構文化財防災センター 連携内容：文化財防災に関する事項。等

4. 市民との協働体制

本地域計画の推進にあたっては、各主体がそれぞれの役割を認識して、歴史文化遺産の保存・活用に取り組むとともに、市民や文化財所有者等による取り組みをより一層効果的に推進するために、行政は必要な支援をする。

地域計画推進にあたっての各主体の役割

○ 市 民 (市民、文化財所有者、歴史文化遺産の保存・活用に関心を寄せる企業市民等)

- ・市民一人ひとりが歴史文化の保存・活用の担い手であることを認識し、身近な歴史文化遺産を大切にする。
- ・行政や専門家、各種団体の活動に協力・参加し、自らが暮らし、働く地域に誇りと愛着をもつて、歴史文化遺産を育み、活かす。
- ・次世代を担う小中学生や高校生は、自らが暮らし、学ぶ地域の歴史文化に関心を持ち、歴史文化遺産を育み、活かす取組に参加する。

○ 団 体 (校区まちづくり組織、ヘリテージマネージャーなど専門家や団体、高等専門学校・大学などの研究機関等)

- ・校区まちづくり組織などは「明石市文化財保存活用協議会」と連携しながら、各校区の歴史文化遺産を活かしたまちづくりを推進する。
- ・各校区の歴史文化遺産に関わる活動団体は、校区の歴史文化遺産を学び、まちづくりに活かすとともに、情報発信や団体間の交流などに積極的に取り組み、歴史文化遺産の保存・活用活動のより一層の充実に努める。
- ・高等専門学校・大学など研究機関や専門家は、本市の歴史文化遺産に係る調査・研究を継続的に実施して、その魅力を深めるとともに、成果を分かりやすく発信することで、市民を中心とした活動の原動力となるよう支援する。

○ 行 政 (明石市)

- ・関係する部署や国、兵庫県、歴史文化遺産のテーマで関連する自治体などと連携して、歴史文化遺産の保存と活用に関する計画的な取り組みを推進し、本市の歴史文化遺産の価値や魅力の維持・向上を図るとともに、本市のブランド力の向上、観光や産業の振興、定住促進、福祉や教育分野の展開などへと取り組みを進める。
- ・各主体の取り組みを支援するための制度や事業などの仕組みを整える。
- ・今後の歴史文化遺産の保存・活用に関する取り組みを推進するため、必要に応じて歴史文化遺産保存活用支援団体（文化財保護法第192条の2の「文化財保存活用支援団体」）を指定する。

5. 歴史文化遺産の保存・活用推進のための総合的な体制

歴史文化遺産の保存・活用の主管部署である市民生活局文化・スポーツ室歴史文化財係を中心に、保存・活用に関する各種取り組み、歴史文化遺産の防犯・防災に関する取り組みを総合的に進める。取り組みにあたっては、明石市文化財保護審議会からの指導・助言を得ると共に、府内各部署、市民、団体、専門家などが協働する体制を構築する。体制構築にあたっては、下図に示すように明石市文化財保存活用協議会の構成員に加え、国等の機関、兵庫県の関係機関、校区まちづくり組織などの団体、大学・研究機関等、市民や指定等文化財所有者、企業市民などが連携して、歴史文化遺産の保存・活用に向けた多様な取り組みに関わるものとする。

また、こうした体制構築のためには、市民等の協力と関わりが不可欠であるため、生涯学習機会の充実、学校への出前授業の実施などによる人材育成や、歴史まち歩きの開催などの取り組みによる観光客や交流人口の増大を計画的に進めるものとする。

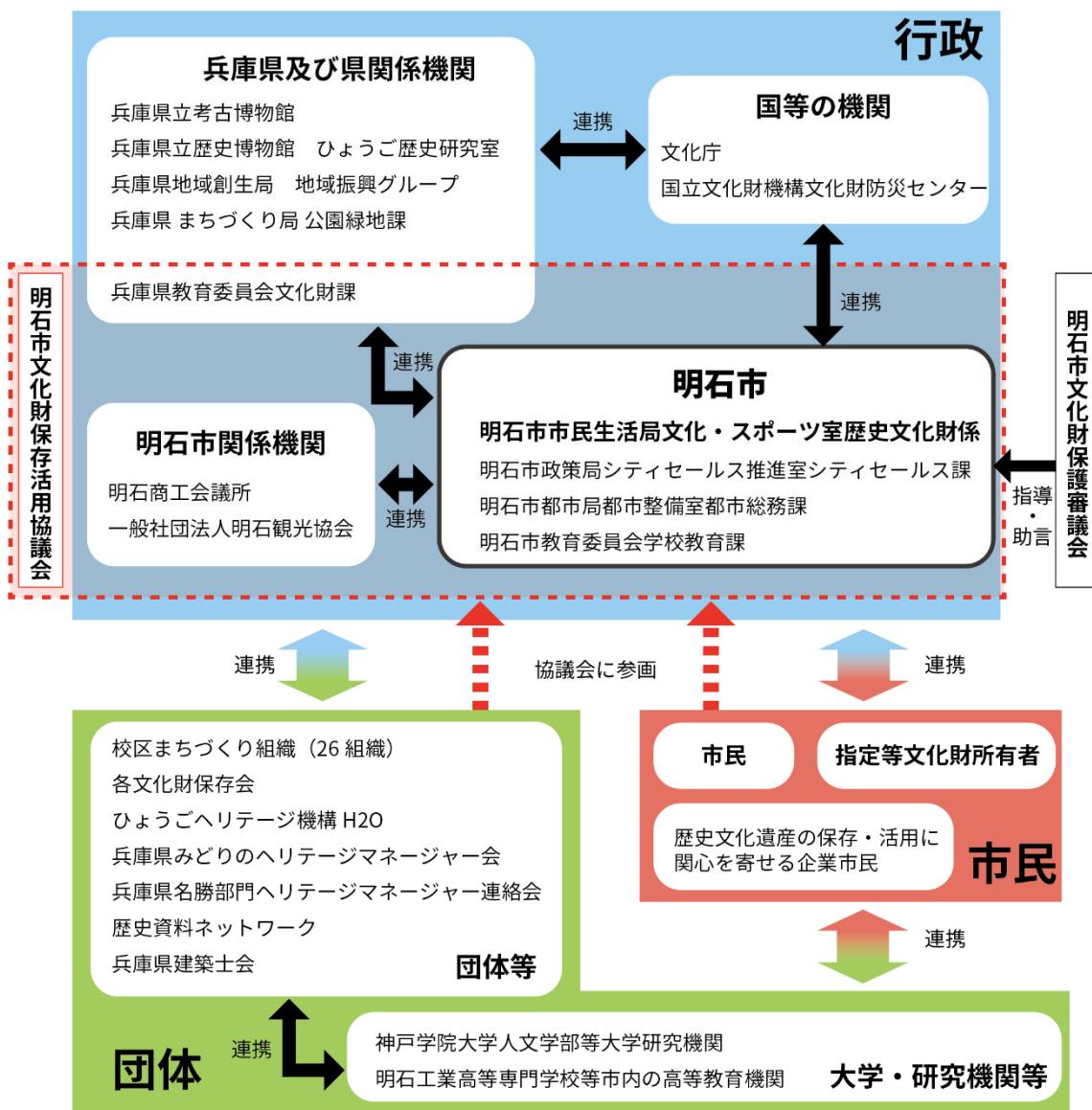


図8-1 歴史文化遺産の保存・活用推進に向けた体制